

新型コロナウイルス感染症対策  
特別委員会記録

令和2年5月7日

【開催日】 令和2年5月7日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午後2時5分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	山田伸幸
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地諭
総務課長	田尾忠久	市民部長	川崎浩美
市民部次長兼市民活動推進課長	木村清次郎	文化スポーツ推進課長	石田恵子
文化スポーツ推進課課長補佐	南部聡	文化スポーツ推進課長スポーツ振興係長	三浦裕
環境課長	河上雄治	環境課主幹	湯浅隆
経済部長	河口修司	商工労働課長	村田浩
商工労働課主査兼商工労働係長	宮本渉	建設部長	森弘健二
建設部次長兼下水道課長	井上岳浩	土木課長	泉本憲之
都市計画課長	高橋雅彦	建築住宅課長	辻永民憲

【事務局出席者】

事務局次長	石田隆		
-------	-----	--	--

【付議事項】

## 1 新型コロナウイルス感染症の影響及び対応について

---

午前 9 時 3 0 開会

---

高松秀樹委員長 それではおはようございます。ただいまより新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を始めます。まず、今日は最初に、新型コロナウイルス感染症の影響及び対応についてということで、1 番目、文化スポーツ施設から。その前に今出席していただいている新しい方の自己紹介からお願いいたします。

川崎市民部長 おはようございます。市民部でございます。この度の 4 月 1 日異動で市民部に新しく配属されました職員をちょっと自己紹介させていただきたいと思います。私は、市民部長にこの度拝命されました川崎浩美でございます。どうぞよろしくお願いたします。

木村市民部次長兼市民活動推進課長 皆さんおはようございます。この 4 月の異動でもちまして市民部次長兼市民活動推進課長兼人権男女共同参画室長兼市民活動支援センター所長を拝命しております木村と言います。どうぞよろしくお願いたします。

石田文化スポーツ推進課長 皆さんおはようございます。この 4 月 1 日の人事異動で新しくできました文化スポーツ推進課長を拝命いたしました石田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

河上環境課長 皆さんおはようございます。この 4 月 1 日の人事異動によりまして環境課長を拝命いたしました河上と申します。どうぞよろしくお願いたします。

南部文化スポーツ推進課課長補佐 おはようございます。この 4 月 1 日の人事

異動で文化スポーツ推進課の課長補佐となりました南部と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 皆さん、おはようございます。文化スポーツ推進課のスポーツ振興の係長をします三浦です。よろしくお願ひいたします。

高松秀樹委員長 はい、よろしいですか。そうしたら、最初の項目の文化スポーツ施設について文化スポーツ推進課から説明があればお願ひいたします。はい、どうぞ。

川崎市民部長 担当課からの説明の前に、市民部としまして現在、新型コロナウイルス感染対策に関しまして、各部署、市民に直結している部分もたくさんございます。市民の皆さんの今置かれている状況を考えながら、今できる可能な対策を考えながら対応に取り組んでおるところでございます。では、担当課から御説明いたします。

石田文化スポーツ推進課長 それでは文化スポーツ推進課より、文化スポーツ施設の状況について御報告いたします。お手元に配付しております資料に沿って御説明いたします。まず、体育施設についてですが、市民体育館、武道館、アーチェリー場、市民プール、野球場、サッカー場、厚狭球場、下村テニスコート、岡石丸運動広場、高千帆運動広場、小野田運動広場、赤崎運動広場がございます。次に文化施設といたしまして、不二輸送機ホール、市民館、きららガラス未来館がございます。国からの緊急事態宣言が今月末まで延長され、より一層の感染拡大防止が求められておりますが、5月1日に開催されました市の新型コロナウイルス対策本部会議におきまして、5月24日まで市内の施設の利用中止が決定されました。それに基づき、現在、所管する文化スポーツ施設については利用を中止しております。なお、市民プールにつきましては、今年度の利用を中止いたしました。文化スポーツ施設についての御報告は以上

になります。

高松秀樹委員長 はい、まず1回ここで区切ったほうがいいでしょうね。今の文化スポーツ施設の状況について、委員から質疑があればよろしく願います。

藤岡修美委員 国の緊急事態宣言は31日まで延長になったんですけども、特定警戒区域以外は地方独自で判断せよということだったと思うんですけども、今の説明を受けますと5月24日ってというのが山陽小野田市の判断ってということで理解していいですか。

石田文化スポーツ推進課長 この市の新型コロナウイルス対策本部会議は5月の1日に開催されております。国の緊急事態宣言の延長につきましては、それ以降に発表されておりますので、今後の市の対策本部会議において、また検討されるものと考えております。

山田伸幸副委員長 この休止期間中に、今までなかなか量が多くて手が付けられなかったような整備等ができたのではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

石田文化スポーツ推進課長 これは一例になりますが、今、市民館等の貸し館を中止しておりますので、通常であれば行えない清掃活動であるとか、修繕とか、そういったものを職員の方が見付けて対応をしておる状況です。

伊場勇委員 国の動向と本市の方向性というところの中で、県からの指示とかそういったところはどのような状況ですか。

石田文化スポーツ推進課長 県の状況ですが、県のほうの新型コロナウイルス感染症対策本部会議が5月の5日に開催をされております。その発表の

中で、県の所有する施設の休館等の状況を見ますと、県のほうも5月の24日まで休止が延長されておる状況です。

伊場勇委員 5月の24日というところで、本市も合わせたというふうな捉え方をするんですが、その施設の中で市民プールは、一応今年度は中止とした理由をもうちょっと詳しく教えてもらえますか。

石田文化スポーツ推進課長 市民プールにつきましては、いろいろプールを開始するに当たっての事前準備が必要になります。その準備というものが大体5月末から6月に掛けて準備を開始する必要がありますので、その辺を勘案して今年度は中止ということに決定いたしました。

宮本政志委員 利用者の方とか市民の方から問合せっていうのは、結構ありますか。

石田文化スポーツ推進課長 利用者からの苦情等は特段入っておりません。苦情はないんですが、利用再開の要望でありますとか、貸し館時期のめどについて、どういうふうな状況ですかといった問合せはございます。  
(「どれくらいですか、大体」と呼ぶ者あり)

石田文化スポーツ推進課長 それほどの数は入ってはおりません。

宮本政志委員 ということは、今の人員でも十分職員の方々の対応は、無理がいつてないよ、十分ですよっていうことですか。現状はね。

石田文化スポーツ推進課長 市民の方からの問合せ等で事務が煩雑になっておるといようなことは聞いておりません。

藤岡修美委員 体育協会の関係でかなり市のスポーツ関係のイベントが、多分中止とかになっていると思うんですけど、その辺で体育協会の動き等々

把握されていたら。

石田文化スポーツ推進課長 体育協会では毎年、いろいろな活動を計画されております。この新型コロナウイルスの活動の中止におきまして、いろいろな計画しておるスポーツの大会等の開催というのは難しい状況にはあります。今後、協会の方々と協議をしながら、またコロナの今後の状況を見ながら、今年度どういったものが実際に実施できるかっていうのは今後検討していくようにはなると思います。

山田伸幸副委員長 それでは、まだ4月ですから余り大会はなかったかもしれないんですけど、中止になったものがどの程度あるんでしょうか。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ推進係長 今、現在で4月に予定をしておりました体育協会のほうで決定おりますスポーツ大会につきましては、40行事程度です。中学校の春季の体育大会ですとか、そのような行事もちろん中止となっておりますし、各競技団体の新人戦ですとか、そういうものもこの中には含まれております。以上です。

吉永美子委員 せっかくの機会なのでちょっとお聞きしたいんですが、この体育施設、また文化施設で、登録団体っていうのは、どのくらいおられるんですかね、利用者団体ですかね。

石田文化スポーツ推進課長 すみません、ちょっと登録団体等の数は、現在、ここには持ち合わせておりません。申し訳ありません。

高松秀樹委員長 分かりました。施設予約をしている団体等が、5月24日まで使えませんよね。その場合は、例えば6月以降の予約をしている団体もいますよね。それはそのまま、中止の期間中はそのまま使えないという状況ですか。それとも先延ばしっていうのがあるんですか。

石田文化スポーツ推進課長 予約されていらっしゃる方に、休止の期間が延びれば、その予約は使えませんよってということで御連絡は差し上げています。その御連絡を差し上げる中で、それではこの日に変更可能でしょうかというような問合せがあって、なおかつその日が空いておれば、その日に予約を振り替えるということとはございます。

高松秀樹委員長 なるほど。施設の中では、指定管理者制度で運用している施設もあるんですが、この指定管理料については、別に減額とかなく、そのままの状況でっていう話になりますか。

石田文化スポーツ推進課長 指定管理料につきましては、変更等はございません。

吉永美子委員 今、他市の施設で、いついつ予定しておりましたコンサートとか、そういうのは中止と、要はいわゆるコロナウイルス感染症の対策のために中止になりましたとかっていう放送がよくあったりしますが、山陽小野田市の場合にはそういったコロナによっての大きくやろうとしていたのが中心になったケースがあったかどうか。そしてまた、そのときに買われたチケットとか、そういうものの対応をどうされているかというのをお聞きします。

石田文化スポーツ推進課長 山陽小野田市につきましては、チケット販売を行う前に中止等を決定しておりましたので、チケットの払戻し等は起こっておりません。8月末までの市の主催するイベント、共催するイベントにつきましては、先日、全てホームページ等にもアップして、中止を発表したところでございます。

吉永美子委員 いわゆる、うちの主催とか共催とかではなくて、いわゆる貸し館的なもので、有料による講演とかっていうものの申込みがあって、それを断ったとか、そういったいろんなケースはないということですね。

石田文化スポーツ推進課長 市の主催・共催についてはございませんが、一例を挙げると、アラ還フェスティバルがありました。これは今年の3月に開催の予定だったものが、この新型コロナの影響で8月に延期をされました。8月に延期をされたのですが、市の主催・共催事業を8月末まで基本的に中止という発表をいたしましたので、その辺りで主催する方にお話をして、8月のアラ還フェスティバルも今現在中止という形になっております。3月にアラ還フェスティバルを当初行う予定でしたので、そのチケットを8月に開催するときに振り替えてという形で対応を考えておったんですが、8月が中止というふうになりましたので、その辺りのまたチケットの払戻し等については、主催される方とお話をしながらまた考えていきたいというふうに考えております。

吉永美子委員 すいません、再確認ですけれども、その影響を受けた主催・共催じゃない分ですよ、それはアラ還フェスティバルのみということで、ほかには影響なかったという認識でよろしいですか。

石田文化スポーツ推進課長 チケットが関係しております事業につきましては、アラ還フェスティバルだけというふうに把握しております。

藤岡修美委員 先ほど、体育施設、スポーツ施設の指定管理の関係で、変更はないっていう話だったんですが、気になるのが市民体育館とか、かなり使用料というか、収入が減ってきていると思うんですけども、これが1年続くと、多分、指定管理料の中に、その使用者の使用料金を見込んでいると思うんですけども、これがかなり減額になったときの変更というのも難しいということですか。

石田文化スポーツ推進課長 指定管理料につきましては、また今後この新型コロナの動向っていいですか、状況を見まして、関係課等と協議をしながら進めてまいります。

宮本政志委員 ちょっと教えてほしいんですけど、ある団体が施設を使うのに、申込みをしますよね。例えば、10人いる団体とします。そういった場合ってというのは、その団体の名前と責任者の名前だけで申込みできるのか。それとも申込用紙には利用する方全員の名前、住所とかを記載されているものなんですか。ちょっと分からないので教えてください。

石田文化スポーツ推進課長 予約の段階では代表者の方のお名前だけで予約ができるというふうに思います。実際の利用のときも、大体の利用人数等は確認させていただきますが、利用される方お一人お一人のお名前、御住所等の確認はしておりません。

宮本政志委員 今、何でお聞きしたかっていうのは、仮に第2波が来て、再開したけど、また感染者が広がったと。仮に例えば10人の利用者の中に、もし濃厚接触者の方がおって、でも、誰が使ったかわからん。でもおっちゃんた可能性もあるっていうのが、もし市民の中でそういう誤情報とか本当の情報とは別にして、なったときに追跡できないですよ。だからその辺の対応っていうのは考えておられるんですか。

石田文化スポーツ推進課長 この度、各施設の施設長に、この新型コロナの今後の状況によって、貸し館等が再開した場合にどういったことが考えられますかということを確認いたしました。今委員さんが言われたことは、その施設長のほうからも実際に話がありまして、例えばその施設で、コロナの感染者が発生した場合に、その感染経路等を追う必要がありますので、今後、貸し館を開始するような場合には、利用者の個人の名前であるとか、御住所、電話番号等の確認も必要になってこようかということは考えております。今後、貸し館等が始まれば、そういったことも行っていくようにはなろうかと思っております。

水津治委員 今の宮本委員の質問に関連しているんですが、再開した場合、他

の近隣の市町がまだ施設の開放をしてないというときに、市外からの申込みがあると思うんですね。それについて今後、決まってないと思うんですが、どうされるのかっていうのをお尋ねしたいと思うんですが。

石田文化スポーツ推進課長 今、御質問を頂きました内容につきましては、所管する文化・スポーツ施設のみでなく、ほかの施設等にも関係してまいりたいと思います。今後、新型コロナ対策本部会議等の中で、その辺りは検討して、どういうふうに対応していくかっていうのは決まっていくものかというふうに考えております。

吉永美子委員 通常ですと7月に予定をしております子供たちに文化芸術に触れる機会が、子ども文化ふれあい事業、今年度は中止になるのか、延期になるのか、どういうふうにする予定ですか。

石田文化スポーツ推進課長 この子ども文化推進事業ですが、7月5日、6日で開催を予定しておりましたが、現在のところ中止の方で考えております。

吉永美子委員 ということは、事業が始まって以来、小学校6年生に対して、そういった市内全域の子供が集まって、すばらしい文化芸術に触れる機会がというのをずっとして来られたんですが、残念ながら今回の6年生についてはないということで、これは中学1年になってからでもフォローというのには考えておられませんか。

石田文化スポーツ推進課長 子ども文化推進事業ですが、延期についても検討をいたしました。ただ学校の状況が今のような状態であったときに、2学期以降にそういったものを入れられるのかどうなのか、その辺りで延期というのが難しいというふうに、今現在は判断しております。中学校1年生になったときに、その辺りのフォローができないかということについては、今後、検討はしてまいりたいと思います。

高松秀樹委員長 ほかにありますか。これは施設によっては清掃等も業務委託  
していますよね。これについても、ずっと休んでいるんですけど、減額  
等はなく、そのままの価格をお支払するということになるんですか。

石田文化スポーツ推進課長 清掃等につきましては、今のところ減額というこ  
とにはなっておりませんが、このコロナの影響で、今後ずっと休館とい  
う形が続いていった場合には、その辺りはまた検討も必要になるのかと  
は思っております。

高松秀樹委員長 何か契約書でそういう条項がきちんとあるということでは  
ないですかね。

石田文化スポーツ推進課長 契約書の内容につきましては、それぞれ契約の状  
況によって、内容を確認する必要はあろうとは思っています。

長谷川知司委員 今の件ですけど、市の中で取扱いがばらばらになっていけま  
せんので、これは主管課である企画課が音頭をとって、どういう変更を  
すべきだと、また変更する内容はどうだというのを決めるべきだと思う  
んですけど、これについては対策本部の方はどう考えていらっしゃる  
んですか。

川地総務部長 この辺につきましても、施設ごとにばらばらになるといませ  
んので、委員さんが言われるように、また庁内のほうで検討させていただ  
きたいというふうに考えております。

長谷川知司委員 本部が来られているのでちょっと聞く項目がないので今ちょ  
っとお聞きしますが、1日に本部会議が開かれたと。それで国のほうが  
4日に延期を発表したと。それで今日まだ本部が開かれてないと。今後  
は、今日の会議でいろいろ聞こうとしても、まだ本部会議が開かれてな

いから動きがちょっと見えない場合があるんですが、本部会議はいつ開く予定ですか。

川地総務部長 先ほど文化スポーツ推進課長が申しあげましたように、県が5日に15時から開いております。この内容見る限り、特に今後の屋外、屋内の公共施設の取扱いをどうするかということでもありますけども、先ほども申しあげましたが、県のほうについては5月24日までほとんど変えてないというところもございまして、その辺につきましては私も、この辺りは当分このままいくのかなというふうに思っております。ただ、まだ若干ほかのところ、内容も検討せざるを得ないところもありますので、今の段階では、本部会議をいつ開くかということについてはちょっとまだ決定はいたしておりません。

高松秀樹委員長 ほかによろしいですか。よろしければ次に環境課の説明をお願いします。

河上環境課長 環境課の河上です。よろしくお願ひいたします。斎場に係るコロナウイルス感染予防対策について御説明をいたします。斎場は、故人との最期のお別れに全国各地から多数の方が来場されることを鑑み、まず令和2年3月3日に斎場への来場者が集中することを防ぐため、火葬時刻の分散に対する御協力、来場者の石けんやアルコール消毒などによる手洗いの徹底、マスクの着用を含む咳エチケットの徹底、待合ホールの利用控えていただき、待合個室の利用、風邪の症状が見られる方の確認を葬祭業者を通じて御遺族の方にお伝えいただくようお願いをしております。次に、更なる感染予防対策の強化といたしまして、令和2年4月24日付けで、来場される方の人数が少なくなるよう御配慮をいただくこと、体調の悪い方、持病のある方、又は高齢者の方になるべく来場を控えていただくこと、来場される方にマスクの着用を含む咳エチケットの徹底、待合室での会食の御遠慮、待合室の換気のため冷暖房の空調が十分でないことのお断り、着席の際の間隔を十分にとっていただくこ

とを、同じく葬祭業者を通じて御遺族の方にお伝えいただくようお願いをしております。本日お配りをいたしました資料につきましては、コロナウイルス感染が発生した各市の斎場の対応状況ですので御参照ください。故人との最期のお別れの貴重な時間ではありますけれども、できる限り現在の状況を御理解いただき、御協力をお願いしていきたいと考えております。また、万が一、感染された方がお亡くなりになられた場合の御遺体の対応につきましては、感染症指定医療機関において遺体を非透過性納体袋に収容、密封し、その後に納体袋の表面を消毒することとされております。厚生労働省のQ & Aでは、遺体の搬送に際し、遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別な感染防止策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えないとされております。しかしながら、感染された方の御遺体に対応される搬送業者や斎場職員の感染予防に万全を期すため、手袋、マスク、ゴーグルを含む防護服の着用をお願いし、各事業所で準備できない場合につきましては、市で対応することとしております。以上でございます。

高松秀樹委員長 火葬場の説明がありました。まず、この火葬場について、御質問ある方。

吉永美子委員 まず3月3日からうんぬんと言われましたが、それ以降、要は何件の火葬を行い、そして県外から来られた、いわゆる火葬に付いて来られた方っていうのはおられるかどうか、この2点お聞きかせください。

河上環境課長 4月分はまだ集計ができておりませんので申し訳ございません。お答えができませんけれども、3月分につきましては、合計で117件。市内市外の内訳につきましては、市内が85件、それから市外の方が32件となっております。以上です。

吉永美子委員 もう1点のことについて、お答えがなかったと思います。いわゆる火葬に付いて来られた方、県外から来られた方の状況をお聞かせく

ださい。

河上環境課長 すいません。斎場にお越しになられた方のカウントについては、こちらのほうで現在把握をしておりません。

吉永美子委員 要は、業者を通じてっていうふうに先ほどからずっと言われているように思うので、市としての把握っていうのはなかなか現実難しいところがあるかもしれませんが、県外から付いて来られた方、いわゆる葬祭に来られた方っていうものの実態というのは把握ができていないということですね。県外です。

河上環境課長 現在、把握ができておりません。

松尾数則委員 分散を図るといようなことだったんですが、葬儀に関して、例えば今、予約制か何か取られているんですか。

河上環境課長 予約制を取っております。

吉永美子委員 それでこれを見て思ったのが、宇部市だけが湯茶の提供を中止とあるわけですが、この点うちはお茶とか飲めるように、何ていうんですか、このような入れ物がありますけれども、この点っていうのはどういうふうにしておられるんですか。

河上環境課長 現在は一旦、斎場のほうで中止をさせていただいております。

吉永美子委員 そうすると逆に来られている方は2時間なり待っておられる間、飲み物については自販機対応若しくは持ってこられるということでの対応でしょうか。

河上環境課長 できる限り自販機での対応いただければというふうに考えてお

ります。

吉永美子委員 考えているんじゃないなくて、そういうふうに業者に対応をお願いしているんですかっていうことです。

河上環境課長 具体的な依頼としてはしておりませんが、お願い文につきましてはちょっと抽象的な部分がございますので、業者さんに対してQ&Aを送付しております。Q&Aにつきましては、外部から弁当等食料品の持ち込みでの飲食はなるべく御遠慮いただくと。斎場内で設置している自販機で購入された飲料につきましてはこの対策の対象外ということで説明をさせていただいております。

伊場勇委員 来場者の制限と体調の悪い方、高齢者、持病のある方の制限と書いておりますが、その制限っていうところを詳しく。例えば何人なのかとか、持病のある方は来ないでくださいなのか、御遠慮願いますなのか、その辺ちょっと詳しく教えてください。

河上環境課長 葬儀の場所につきましては、先ほども御説明申し上げましたけれども、故人との最後の別れの貴重な時間でございます。したがって制限ということではありません。あくまでお願いということでございます。体調の悪い方についてはできる限り御来場を御遠慮いただくようお願いということにしております。また人数につきましては、先ほど申し上げました葬祭業者へのQ&Aを通じてお知らせをさせていただいているところですが、おおむね10人程度というふうに考えております。この10人という根拠につきましては先ほども御説明申し上げましたけれども、それぞれの個室でお待ちいただくというふうをお願いをしておりますが、その個室をある程度間隔を持って、待ついただくにはおおむね10人程度と考えて10人ということで想定をしております。ただこれは、繰り返しになりますけれども、あくまでお願いということでございますので、御遺族の意向をしっかりと尊重しながらさせてい

ただきたいというふうに考えております。

伊場勇委員 やはり重なる時期、時間帯もあるかと思うんですが業者の方から聞いたんですけど、やはり重なってすごく待ち時間が長くなってしまっている場合もあるように聞いております。プラスこの感染症でなるべく触れ合う時間が少ないほうがいいということなんですが、その辺の対策というか、そういうところはどういうふうに考えてらっしゃいますか。

河上環境課長 お待ちいただくことは少なからず発生してきているというふうに考えておりますが、遺族同士ができるだけ接しない対応をしていきたいというふうに考えておりますので、大変御迷惑をお掛けしておりますけれども、しばらくの間はこの対応でさせていただきたいというふうに考えております。

山田伸幸副委員長 今言われたいろいろな対策はお願いということなんですけど、実際に火葬場に来られた方の人数把握とか、あるいはきちんとマスク等をしておられるとか、そういった状況把握はしておられますか。

湯浅環境課主幹 この感染症が広まってから人数はまちまちだと聞いております。多いときにはやっぱり30名、40名が来られて2部屋に分かれたこともあるようです。マスク等の確認については当初は、非常にマスクをする人も少ない、手の消毒をする方も少ないというお話でしたが、現時点ではきちっとされている方も増えていると聞いております。

高松秀樹委員長 環境課がせっかく来られているんで、今は火葬場の話があったんですけど、ごみ収集だとかそういうところで質問があればこの際なので。

山田伸幸副委員長 ごみの中に衛生製品が相当増えてきたんじゃないかと思うんですが、その点で収集作業員の皆さんへの感染防止というか、その点

ではどういったことの対応をされたでしょうか。

河上環境課長 まず収集作業員の方につきましてはマスクを配布いたしまして、前からもマスクの着用をお願いしておるんですが、更なるマスクの着用の徹底をお願いをしているところでございます。また、収集が終わった後につきましては、ごみ収集車、パッカー車になりますけれども、この車内の消毒も1日1回していただくようお願いをしているところでございます。

山田伸幸副委員長 ごみは袋にしか触らないと思うんですけど、例えば通常はゴム手袋ですよ。ですが時々こう開けなくてはいけない、あるいは漏れ出しているものをすくわなくちゃいけないということがあろうかと思うんですが、そういったときに今は、マスクだとかいろんな衛生製品が相当増えていると思うんですけど、それは何か注意とかされてないんでしょうか。よそではすごくその点で気を付けているというニュースが流れているんですけど、いかがでしょうか。

河上環境課長 ごみ収集につきましては、感染しないように十分配慮するようお願いをしているところでございますけれども、そのような具体的なところまでは現在のところ指示をしてない状況でございます。

伊場勇委員 ごみのことなんですが、ニュースでもやはり外出ができない中で家の掃除をする方が増えて、資源ごみやその他のごみがたくさん出されているように聞いています。僕も今日来るときに通りがかったときに粗大ごみがすごい山のようになって、係の人が一生懸命仕分けをされました。量はどれぐらい増えているのかなあというところと、それに対する対策といったところはどのようなふうなお考えでしょうか。

河上環境課長 ごみの量につきましてはまだ数値が出ておりませんが、現場の話からしますとかなり増えていると。また、ごみステーション以外の個

人の持ち込みも非常に増えているというような話を聞いております。この対策につきましては、現在のところ特には行っておりませんが、個人の方あるいは団体から様々な施設、あるいは市へ寄附とかされているのを私も聞いております。ただ、そうしたときに個別でなくて市が窓口となって、マスクを受けると、例えば岩国市は今、マスクバンクというのをされていらっしゃる。そういうような市で一つのそういう窓口を作ってマスクバンクを作り必要な部署にそれを配布あるいは各団体に配布というような考えがあるかどうか、これをお聞きします。

長谷川知司委員 どの課に聞いていいかわからないので対策本部になると思いますが、今のマスクっていうことですのでごく大事なことなんです、個人の方あるいは団体から様々な施設、あるいは市へ寄附とかされているのを私も聞いております。ただ、そうしたときに個別でなくて市が窓口となって、マスクを受けると、例えば岩国市は今、マスクバンクというのをされていらっしゃる。そういうような市で一つのそういう窓口を作ってマスクバンクを作り必要な部署にそれを配布あるいは各団体に配布というような考えがあるかどうか、これをお聞きします。

田尾総務課長 マスクに関しましては続々と寄附等集まっておりますので、今代表して総務のほうで受けております。ただ、長谷川委員さん言われることも今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。

高松秀樹委員長 よろしければここで職員入替えをいたしますので、暫時休憩で10時20分より再開いたします。

---

午前10時10分 休憩

---

---

午前10時20分 再開

---

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開いたします。次は商工労働課から産業経済対策を中心に説明をお願いいたします。

河口経済部長 おはようございます。経済部河口です。よろしくお願ひいたし

ます。それではコロナ対策に関する経済対策ということで、今の現状等々、市でどういうふうな対応をしているかということをもっと説明をさせていただこうと思います。担当からさせていただきます。

村田商工労働課長 商工労働課の村田です。よろしくお願いたします。お手元にお配りしております資料に沿って御説明したいと思います。まず市内の各団体からどのような要望が出ているかということですが、4月の21日に小野田商工会議所、山陽商工会議所、4月30日に山口県飲食業生活衛生同業組合小野田支部、山口県理容生活衛生同業組合、山口県美容業生活衛生同業組合から要望書の提出がありました。内容の御説明は省略させていただきますので、後ほど御覧ください。それでは裏面ですが、次のページを御覧ください。本市では各団体の要望を受けまして、施策の参考にさせていただいております。施策の検討に当たっては、両商工会議所と連携しながら、要望書に基づいた事業の実施、検討を行っているところでございます。現在、既に行っている施策といたしましては、1.新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者支援総合相談会の開催ですが、まずは、国、県の助成金を事業者へ情報提供することを優先して実施しております。5月中に市、両商工会議所、ハローワークと連携して、総合的な相談窓口を雇用能力開発支援センターで実施する予定にしております。また、現在、両商工会議所が中小企業、小規模事業者を対象として、経営相談窓口を開設しているところですが、これを拡充する形で、市職員、専門家の先生、例えば、中小企業診断士、社会保険労務士の先生に参加していただいて、週2回程度、6月末まで商工センターと山陽商工会議所で、臨時の相談窓口を設置することとしております。次に、2.新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者支援説明会の開催ですが、国の補助金の説明会をコロナ対策を実施しつつ、3回程度開催することとしております。既に5月1日に商工センターにおいて、1回目の説明会を開催し、国から詳細な発表があったばかりの持続化給付金などの支援について、専門家の先生から説明をいただいたところでございます。次に、3.市内飲食店を紹介するサイ

トの立ち上げですが、飲食店に対する支援の要望があったことから、商工会議所と連携して、テイクアウト、お弁当を販売している飲食店を紹介するホームページを立ち上げて、市民の皆様を紹介したいと考えています。今後このホームページと連動させた支援を検討していきたいと考えております。これからは資料はありませんが、融資に関する市の業務といたしましては、セーフティネットの認定を実施しているところです。セーフティネット制度は、景気が後退したときなどに売上げが減少した事業者が市に申請し、市が承認した場合に信用保証協会の保証枠が広がり、融資が受けやすくなるといったものです。市が国から請け負って認定していますが、事業者が少しでも早く融資が受けられるようにこの認定を迅速に実施しております。さらに、市の制度融資について、通常、重複して利用することができませんが、1,000万円を限度額として重複して利用できるようにしています。また、国において、日本政策金融公庫が実質無利子無担保の融資を予定しているほか、4月末の記者発表で山口県も国と連携して、利子に対する補助制度を実施する予定であるとのことでしたので、国、県の動向を注視し、関係機関の御意見を聞きながら、市においても更なる市の融資制度の充実を検討してまいりたいと考えております。次に、今後の展開として市独自の助成金ですが、市では国、県の補助金を精査しながら、幅広い対象に支援を検討していきたいと考えております。国の主な補助金といたしましては、持続化給付金、新型コロナの影響で売上げが50%以上減少している事業者に対して、法人200万円、個人事業者100万円が交付される補助制度。それと雇用調整助成金、これは元々ある制度で、事業規模の縮小を余儀なくされた事業者が労働者に対して一時的に休業等により労働者の雇用維持を図った場合に休業手当の一部が交付されるという補助制度。これと、小学校休業等対応助成金。小学校等が臨時休業した場合に子供の保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する補助制度。三つが主なものとなります。また山口県が飲食店に対しての一律10万円の補助や中小企業の事業活動の維持に向けた業務の効率化、新事業の展開につなが

る取組に要する経費への補助などが発表されており、その詳細な内容について把握し、参考にしながら早急に市の支援も固めていきたいと考えております。最後にマスク、消毒液の確保についてですが、マスクについては市の備蓄分のうち、小野田商工会議所7,000枚、山陽商工会議所3,000枚を提供するとともに、消毒液につきましては、市内企業の御好意により微酸性電解水1,000リットルを提供していただけることになっておりまして、両商工会議所にお届けすることとしております。以上が市の取組になります。説明は以上です。

高松秀樹委員長 それでは委員からの質問をお願いします。

宮本政志委員 ちょっと数を教えていただきたいんですけどね。さっきの現在の本市の取組の大きい2で、5月1日に説明会が開催されましたとありましたが、参加は何人くらいだったんですか。

村田商工労働課長 全部で28事業者の参加がありました。

宮本政志委員 上の1の(1)も(2)も今の大きな2も中小企業、小規模事業の経営者と。これ、市内大体どれぐらいあるんですか。

村田商工労働課長 済みません、正確に数字のほうは把握してないんですが、経済センサスでいくと市内の事業者が2,216事業者。そのうち大企業というのは1%くらいしかないと思いますので、大体2,000社を超える程度の事業者が市内にあるんじゃないかと思います。

宮本政志委員 そうすると、今から例えば5月中の平日1日とか5月12日火曜日から6月末までの週2回で、これどれぐらいの参加者を予定しておりますが、予約制となっておりますね。

村田商工労働課長 想定ができないので、今これで設定させていただいている

んですが、相談の数が多くなれば、日数を増やしたりとかすることも検討しております。

宮本政志委員　そこなんですよ。今約2,000社あって、こういった予約制のところに来られない方。そういった方々のフォローをしないといけない数が圧倒的に多いと思うんで、それを回数を増やしたり、あるいは市民館の2階にできた対策室の方の窓口で電話をしてもらったり、何か、一応その先の対応っていうのは、具体的じゃなくても、何かこう持ってらっしゃるんですか。策は。

村田商工労働課長　PRとかお問合せのことですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）相談窓口としましてはもし数が多くなれば、この臨時の窓口を拡充させる形で同じ場所で商工センター、山陽商工会議所でずっと実施していきたいと思っております。

宮本政志委員　開催をしますってことですか、これ。開催する数を増やすということですか。開催してないときは、相談は受けられませんよということですか。

村田商工労働課長　常に商工会議所で経営相談窓口というのは行っておりますので、ある程度の説明はしていただければと思います。うちのほうに相談があった場合も、窓口がどこっていうことは概要等は説明できますのでその程度の案内はさせていただこうと思っております。

高松秀樹委員長　委員からの質問については、相談窓口のところと支援説明会のところまでにちょっと区切って質問を求めたいと思います。

吉永美子委員　1番目の（1）のところで、平日1日ちゅうのごめんなさい、意味が分からんで、5月中に1回しかやらないってことですか。

村田商工労働課長 ハローワークさんも今、雇用調整助成金でパンク状態で、何とか1日ほど来ていただけることになったということでございます。

吉永美子委員 先ほど宮本委員の質疑に対して28事業者、2番目ですね、ありましたが、この28事業者の中で、商工会議所の会員になっておられない事業所は何社でしょうか。

村田商工労働課長 すいません、そこまでは把握しておりません。

吉永美子委員 なぜ聞くかということ、やはり相談すべき方が相談できなかった、分からなかったということは絶対あってはならないと思っています。先日の山陽商工会議所から来ていただいてお話を受けたとき、会員の登録が大体85%程度だと。ということは、15%程度は、会員になってないということは、こういった業者に対してのフォローが本当にどこまでできるだろうかということをお大変心配をいたしますが、その点は、要は事業者全てに対して、こういうふうな相談ができるんですよってということが知れ渡るようにできますでしょうか。

村田商工労働課長 PRの方法といたしましては、5月1日の説明会については、4月末の国の持続化給付金の発表があったので、それについて説明するということで急遽開催いたしましたので、商工会議所の周知以外といたしましては、市のホームページで周知をさせていただきました。今後の臨時窓口とかの周知につきましては、市のホームページ、そして市の広報を活用いたしまして、会員以外の事業者の皆様にも周知していきたいと考えております。

吉永美子委員 先ほど申し上げた山陽商工会議所で、要は、そうすると15%程度の方は会員ではないってことの話の中で、要は100%きちんと案内が行くためにはどうしたらいいですかねっていうふうに聞いたとき、全戸配布っていうやり方でしょうかっていうふうに言われたと思っ

ているんですが、この点は事業者に対して何かしらの形でチラシを配るっていうことはできませんでしょうか。

村田商工労働課長 チラシを配るってというのがちょっと難しいかなと考えましたので、市の広報に臨時窓口のほうを載せて全戸配布という形で見ていただこうと考えております。

吉永美子委員 しつこいですけれども、市の広報ってというのは、全事業者、必ず入っているという認識でよろしいですか。

村田商工労働課長 入っていないです。

吉永美子委員 そうするとどうするんでしょうか。ホームページとかってというのは絶対これは市民全体が100%見ている状況ではないですよ。当然ながら。これは広報で載せているっていうことで、もう満足されますか。

村田商工労働課長 今のところちょっと市のホームページと広報ぐらいしか思い浮かびませんので、また検討したいと思います。

吉永美子委員 最後にお願いが。これからそうやって、相談とか、相談会開催したときに、商工会議所の会員じゃない事業者がどの程度来ておられるかっていうのは把握していただきたいと思いますが、いかがですか。

村田商工労働課長 来られた方にアンケート等をしたいと思いますので、数のほうは把握したいと思います。

長谷川知司委員 今の関連ですけど、広報に載せるということなんですが、実際、広報を開いて中まで見られる事業者の人はそんなおっちゃんと思うんですよね。逆に、1枚紙での各戸配布というほうが、より広報とし

てはいいんじゃないかと思うんですが、そういう考えはないですか。

村田商工労働課長 自治会便とか広報で配っていただくというのは、やっぱり市民の皆様を対象としておりますので、事業者の方にとというのはなかなか難しいと考えております。また、ちょっとその辺は、方法、何かしらまた周知の方法は考えていきたいと思えます。

伊場勇委員 相談窓口の形式といいますか、やり方なんですけども、一人の相談者に対して専門家が付くというようなやり方なんでしょうかね。その辺どうですか。

村田商工労働課長 内容によると思えます。一番最初に予約していただくときに、どういったことをお聞きになりたいということを調査、アンケートいたしますので、その内容によって専門家の先生であったり、融資であったら商工会議所の職員さんとかで御説明できると思えますので、その内容によって変えていきたいと思えます。

伊場勇委員 先日の情報収集のときに、やはりその申請者の書き方とか、やはり難しいところが、やはりちゃんとできないっていうところがあって、やはりマン・ツー・マンでやっていただきたいというのがありましたので、あそこはアンケートのときにしっかり聞いていただきたいなというふうに思います。それと、人数が増えてたくさんの人にこの相談窓口に来てもらって知ってもらおうというのが一番なんですけども、ただ、山陽商工会議所も小野田商工会議所も場所がやはりそこまで広くないと思うんですね。やっぱ三密を避けるという考え方では。例えば、厚狭の複合施設は体育館とか会議室とかありますよね。今使われてないと思うので、そういったところ、公共施設を有効的に使ってそういった相談会場にするとか、そういったふうなことはできないんですかね。

村田商工労働課長 三密は避けなければいけませんので、それは相談者の数に

よって、そのとき来られる数とかによってまた考えていきたいと思いません。

山田伸幸副委員長 今のはおかしくないですか。相談者は予約ですよ。どこに行けばいいんですかって言ったときに、すぐ様案内できるようにしちよかんといけないと思うんですよ。相談によって場所を変えていくでは、また、そこで予約をされた方に場所変更とか必要になりますので、もう、この市役所に来てもらう、あるいは商工センターというのはいろいろな相談が重なっておりますので、やっぱり今言われたように山陽と小野田それぞれ適当な場所を設けて、そちらに来てもらったほうがお互いにいいのではないかなと、三密を避ける上でも。最低のやり方は市役所においでくださいというのが一番いけないと思っています。駐車場もないし。ですので、今空いている公共施設を利用して行うというのが一番いいと思うんですが、いかがでしょうか。

村田商工労働課長 山陽商工会議所と小野田商工会議所なんですが、今、経営相談窓口を開設されておられるんですが、相談員の数がやはり1人、2人しかおられないです。そんな中で別の場所で、また相談会を開催するというのは大変難しいということを臨時窓口の制度設計するときに御意見を頂きまして、だったら商工会議所に市の職員と専門家の先生が出向いてってそこで開設しましょうというところが場所を選定した主な趣旨になります。商工センターにつきましては、数が多ければ2階、3階はかなりの人数が入りますので、2階、3階に分けて、すればいいと思いますし、山陽商工会議所につきましては、もしそこで入らないようなことがあったら、近くの複合施設だとか、その辺で検討したいと思っております。ただですね、予約制にしておりますし、先生の数も限られているので、そんなに多人数がその日に来るっていうのは大変難しいので、もし予約が殺到した場合は、ほかの日に振り替えていただくとか、そういったことを事業者さんに相談していきたいと考えております。

山田伸幸副委員長 先ほどの伊場委員が言われたように、先日の聞き取りの中で、ただ聞いて自分たちがそれで書類を書くということが非常に難しいと言われているんですね。実際に、そこがストップ、なかなか進まなくて申請に至らないということが全国的には相当数あるというふうに言われておりますので、やはり書類の書き方まできちんと支援をするということが一番今求められているのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

村田商工労働課長 その相談会には簡易のW i - F iを持ち込んで、雇用調整助成金であれば社会保険労務士の先生にその場で申請のやり方等をしていただくということが出来ます。あと雇用調整助成金と国のほうの制度といたしまして持続化給付金があるんですが、この持続化給付金につきましては、電子申請できない方がもしいらっしゃったら、国のほうから請け負った業者が、山陽地区と小野田地区のほうで今から、ちょっと今場所を相談されておるんですが、その場所にですね、場所を設定してそこで一緒に申請するといった相談会、相談会というかですね場所を設定して、毎日、7月末か8月末まで一緒に申請してくれるということを実施するということはお聞きしております。

高松秀樹委員長 今、持続化給付金は、W i - F i持ち込んでという話ですけど、その場で申請をするアシストをするんですか。

村田商工労働課長 持続化給付金についてはこの臨時窓口ではちょっと申請できないんで、その業者の方を御紹介したいと思っております。雇用調整助成金につきまして…

高松秀樹委員長 その業者の方って何ですか。

村田商工労働課長 国から請け負った業者さんが、この臨時窓口以外の場所で、毎日、申請のお手伝いをするそうです。

高松秀樹委員長 もう少し具体的に。どこでやるんですか。

村田商工労働課長 パソコンを持ち込んで、パソコンで直接申請を一緒にやってくれるそうです、国から請け負った業者が。

高松秀樹委員長 それ、できますか。だって、あれ、メールを1回送って、メールアドレスにまた1回送り返してくるんですよ。そのアドレスとかの問題、パソコンで解決できますかね。

村田商工労働課長 すいません、詳細について今場所を相談されている段階なんで、どのようにちょっと申請するかは、まだ業者さんのほうに確認できてないんで、その辺は確認しておこうと思います。

高松秀樹委員長 それと給付金の場合は、免許証のコピーのJ P E Gだとか、決算書とか、要は確定申告の書類をJ P E Gで送らんにやいけんのですよ。そんなもん1回じゃなかなかできにくいような気がして、今の説明は、先生が来て一緒にやりますってことだったんですけど、なかなか難しいんじゃないかなと思ってですね。

村田商工労働課長 先生が来てやられるというのは、すいません雇用調整助成金のほうで、持続化給付金については、国から請け負った業者と一緒に申請してくれます。うちの臨時窓口とは別の話です。

高松秀樹委員長 ちょっと元に帰って申し訳ない。この臨時窓口の設置と次の経営相談窓口の設置って、これ非常に分かりにくいんですよ。何がどう違うのか。

村田商工労働課長 すいません。確かに非常に分かりにくくてですね、当初は臨時窓口として市と商工会議所とハローワークで一緒になって、毎日窓

口が開けたらいいというふうに考えてやっておったんですが、ちょっとハローワークさんが1回しかできないというふうに言われたので、それとは別に、せつかくハローワークさんも協力していただけるということだったので、ハローワークさんが参加する相談窓口を1回、5月に開催して、それとは別に商工会議所のほうを会場にして、週2回相談窓口を設置するというふうに、ちょっと分けております。1番の臨時窓口の設置は、ハローワークさんに参加していただけるといった違いがあります。

高松秀樹委員長 ハローワークさんが参加する理由は、雇用調整助成金のことですよね。

村田商工労働課長 そのとおりです。それで雇用能力開発支援センターで行おうかなと考えております。

高松秀樹委員長 その手続は、社労士でもできる手続ということなんですよ。

村田商工労働課長 社労士さんは専門でできると考えております。

山田伸幸副委員長 先日の聞き取りの中でも、やっぱり社会保険労務士を独自に頼んで説明会もされるし、書き方の指導もされるということだったんですけど、山陽小野田市としてもそういう体制を取られた方がいいんじゃないでしょうか。

村田商工労働課長 かなり専門的になってくるので、さすがに私たちでは難しいので社会保険労務士の先生にお願いしているところでございます。

高松秀樹委員長 今の段階は現状をよくお聞きして、また委員会から要望等に書き込むこともできるので。

山田伸幸副委員長 今、実際に、市内及び山陽小野田市から頼めるような社会

保険労務士というのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

村田商工労働課長 通常、創業支援だとかそういったことで市のほうが委託して、商工会議所のほうが定期的に専門家の先生の相談会を行っております。そこに来ていただいている社労士の先生に今お願いしております、もし回数が増えればその社労士さんのつてとかでほかの社労士さんをお願いしたりとか、そういったところで先生を増やしていきたいなと思っております。今のところをお一人かお二人ぐらいです。

宮本政志委員 ですね、細かい詳細はいいんですけどね、この雇用調整助成金のところに持続化給付金等ってありますよね。等って。ということはこの二つ以外にも幾つかあると思うんですね、細かくに詳細はいいです。大体、幾つぐらいほかにあるんですか。細かくはいいですよ。

村田商工労働課長 この説明会のときに説明させていただいたのが、国税の猶予と小学校の休業等対応助成金、これをほかに説明していただきました。概要程度なんです。

宮本政志委員 先ほど吉永委員もおっしゃったように、漏れる方がおっしゃいかんと思うんで、この二つだけが余り前面に出ると、ほかにこういうのがあったらこういうことも申請できたのについていうふうなことがあっちゃいかんで、大体全体的に周知しちよってんでしょ。この二つだけ周知しちよんじゃなしに、大まかにこういったものもありますよって、小学校のこととかおっしゃったんでそういったことを全般的に周知しちよってんでしょ。

村田商工労働課長 国のそういった助成制度で、主なものにつきましては市のホームページと商工会議所のほうでも紹介しておりますし、なるべく広く広報活動はしております。

高松秀樹委員長 社会福祉協議会の緊急小口資金かな、こういうのもここで紹介されるんですか。

村田商工労働課長 ここでは事業者さんを対象にしておりますので、そちらの小口の資金につきましては、労働者というか個人の市民の方を対象としておりますので、こちらでは紹介等説明等はしないです。

高松秀樹委員長 本部がいらっしゃいますけど、そういう市民がそういう経済的な支援を求められてきたときには、どういう対応をされるんですか。

川地総務部長 一応市のホームページで、労働者用、事業者用、市民向け用には一応のホームページ出しておりますし、問合せがございましたら、それぞれの担当課なり、さっきの小口資金でしたら社会福祉協議会のほうに御案内をするようにいたしております。

長谷川知司委員 先ほどセーフティネットで、市のほうが承認すると融資までの期間を早くするために市もやってるとのことなんですが、大体、融資が下りるまでの期間というのは、今どれぐらいなんですか。

村田商工労働課長 すいません、融資が下りる期間というのは把握してないんですが、日本政策金融公庫とかは申込みが殺到していて、かなり遅れているという話は聞いております。

長谷川知司委員 そうなったとき、融資が下りるのが確実というように、ある程度手続で分かったときには、先に市が立て替えて払うとか、そういうことを考えることはないんですか。

村田商工労働課長 さすがに融資額というのは、かなりばく大な金額になってくるので、それを立て替えるというのは難しいと考えております。

長谷川知司委員 どれぐらいの金額になって、それが実際市の様々な基金がございませうけど、そういうことには一切、それ以上の金額だとお考えですか。実際計算されたことがありますか。

村田商工労働課長 先ほど御説明しましたように、県の利子の補助金制度の予算が800億円で、それが1事業所当たり限度額3,000万円なんで、それを約3,000万円の限度額丸々借りるとして2,600件ぐらいの金額になるんで、莫大な金額になろうかなと思います。

川地総務部長 融資の立て替え等々につきましては、予算計上とかという問題が出てきますし、地方財政法上の問題がございまして、立て替えという制度はちょっとこれは市としては難しいというふうに考えております。

高松秀樹委員長 融資の種類をちょっと言うてもらえますか。何種類融資がありますか、今。政策金融公庫は政策金融公庫でいいですよ、中で分かれていますけど。あと、セーフティネットとかありますよね。それが何種類あるか。どういう種類で考えておるか。

村田商工労働課長 融資制度といたしましては、種類っていうのは把握してないです。国が、県のほうが独自の融資制度にコロナの分を今回加えたものと、市の融資制度、それぞれの銀行が直接行う融資制度、日本政策金融公庫が行う融資制度等と銀行によってまた種類とかも違うと思いますので、全ては把握してないです。

高松秀樹委員長 ということは、政策金融公庫、県の制度融資、市の制度融資、銀行プロパーの融資ということですよ。セーフティネット4号、5号というのは、これは制度融資というふうな理解でいいんですかね。

村田商工労働課長 これは全てに使えるもので、市が認定すると、中小企業さんは融資を受けるときに信用保証協会に大体申請されて、保証を取られ

ると思います。その信用保証協会の保証の枠が、市が認定することによって別枠化されて、融資の限度額が上がります。金額が上がるという制度でございます。融資が受けやすくなるといったものです。

高松秀樹委員長 なら、市の認定と市の制度融資というのは、これは違うって  
いうことですよ。

村田商工労働課長 市の融資制度とは違います。

吉永美子委員 先ほど緊急小口のことが出たので、御質問する前にちょっと1  
点要望というか。社協に回すということはこれ多いと思うんですよ。生活に困ったって  
いうとき。結局、社協が言われていたのが、まず電話相談、電話してから来てほしいと  
言われてて、直接訪問ってというのは避けていただきたいってあったので、市が受けた  
場合はその辺を徹底していただきたいなというふうに思いました。相手も大変ですから。  
それで今、市のセーフティネットの件なんですけれども、市に相談に来られて、手続して  
からどのぐらいでそのお金を借りることができるようになっていきますか。早急じゃないと  
いけないと思うんですけど。正にセーフティネットなので、その辺いかがでしょうか。

村田商工労働課長 融資が下りる期間は把握していません。ただ、遅れている  
ということは聞いております。

河口経済部長 今、課長が言いましたように、その融資までの期間はどれだけ  
詰まっているかっていうことだと思います。量が多いかということだと思  
ってますけれども、市が認定することについては、保証協会に事業者さん  
が金融機関に御相談されて、金融機関のほうはその手続をする申請等  
を出されて、市が認定するわけなんですけれども、市としてはもう翌日にはもう  
お渡しできるような体制を作っておりますので、今回も、昨日開設を  
しまして4件、少なかつたんですけども、4件ほど受けさせていただき

まして、今日には認定書をお届けするようにしております。あとは保証協会、それから金融機関の関係が出てこようと思いますので、ここはど  
ういうふうに時間が掛かるかというのはそこまでちょっと把握はしてな  
いところでございますが、市としては、そこを早目にしてあげることが  
大事なことだと思っております。

高松秀樹委員長 通常その融資は何日ぐらいで。コロナじゃない場合、何日ぐ  
らいで下りていましたか。

村田商工労働課長 市の融資制度だったら1か月ぐらいです。

山田伸幸副委員長 その1か月の仕組みというのは、審査があるからじゃない  
ですか。市役所と保証協会とか商工会議所等が集まってそういう審査会  
をやった上で決定をするから、それが遅れるんじゃないでしょうか。

村田商工労働課長 通常の市の融資制度はそうなのですが、現在はコロナの対  
策といたしまして、市の融資制度がもし出てきた場合は、随時審査会を  
開催するというようにしておりますので、もっといつもよりは迅速に融  
資のほうはできると考えております。

高松秀樹委員長 コロナ関係で、市の制度融資を使ったのが何件っていうお話  
でしたっけ。

村田商工労働課長 2件です。

高松秀樹委員長 少ないね。

松尾数則委員 総務部長さんがいらっしゃるんで、ちょっと確認をしておきた  
いんですけれど。今、非常事態という意識があるかどうか。今までいろ  
いろ説明をいただきました。融資制度を含めて、国なり県。その中で、

市の融資制度等、過去あった融資制度等の説明あったんですが、今回のコロナに対して、市として何か対策を取れるのか。総務部長さんのほうから財政的に難しいという話がありました。ただ、先ほど言いましたように、今はもうほんと非常事態じゃないかと思ってるんですね。いろいろ中小企業さんの話も聞きました。非常に困っておられるんです。そういう非常事態の中で、難しいということですが、何とかする手段はないのか。財調も繰り出してとかいろいろと、ふるさととかいろいろ基金があるんじゃないと思うんですが、そういったことは、もう何もできないのか。是非、お聞きしたいなと思ってるんですが。

川地総務部長 まず非常事態の考えですけども、これは当然、市長をトップとして全庁で認識は皆、共通認識は非常事態だというふうに思っております。先ほど言った地方財政法上の問題は、立て替えはできない。当然予算、通りませんので。そうではなくて、ほかの経済対策は今現在全庁でいろいろ検討いたしております。ただ、先ほど申し上げたものについては、地方財政法上そういった立て替えはできませんよと言った次第でございまして、ほかの経済対策、雇用対策等々については今現在、目下一生懸命、庁内の中で検討いたしているところでございます。

松尾数則委員 それ以外の対策をいろいろ取られていると。すいません、一体何をどのように取られているのかちょっと聞かせてもらえますか。

古川副市長 山陽小野田市でどういう対策が取られているか。今、総務部長も申しましたように、私どもが考えておるのは、やはり持続化給付金が国のほうで出されておる。それに関わるような緊急事業、継続給付金とか、利子補給も今後考えていく必要があるのか、さらには、料飲店や飲食店にとか、そういうふうな小売りに対する助成等々も、今後、検討を視野に入れて今進めておると。そういうような中で、近々、今回、オートに係る臨時会もありますし、緊急を要する、喫緊を有するものにつきましては、議会のほうに御相談しながら、速やかに御議決を頂けるような措

置もお願いして、前に進めていきたいということです。総務部長も申しましたように、融資制度につきましても、また助成につきましても、いろんなバリエーションを考えておるというところでございます。

松尾数則委員 よく分かりました。いろんな融資制度をいろいろ考えているというのは分かった。ただ、山陽小野田市として、これだけはコロナ対策のためにこうやりたいというのが全然見えてこないんだけど。その辺がもしあれば。

古川副市長 議会にどちらにしても議案として出すような形になろうと思いますが、やはり、緊急、事業の継続のための助成なりというのは、市としては考えておるといことは申し上げたいというふうに思います。それを形として、近々議会のほうにお示しする中で、御議決を頂けるような形に持っていききたいというふうに考えております。

山田伸幸副委員長 今は中小企業相談とかですね、いろいろな形で話しされてたんですけど、聞き取りの中でもう口々に言われていたのは、宇部市、あるいは下関市とかがもう立ち上げて、こういう支援をするというふうに言っているのに、本市だけ何もないという、大変多くの不満の声を聞きました。これが私たちの要望時も絶対にそれはもう求めていこうと思ってるんですが、何か市としてスピード感が足りていないというふうに思わざるを得ないんですが、いかがでしょうか。

古川副市長 御指摘のところはあろうと思うんですが、いろいろ関係団体からの要望も、私どもが頂いたのが4月中下旬以降でございまして、最近またいろんな団体から頂いております。ですから、それを踏まえる中で、議員の皆様方もこの連休に各関係団体の方々から御意見を徴取されたと思いますが、それと同時に、私どもも経済対策、いろんな対策について、連休に出てきて、ある程度の形のものを作りつつありますので、若干、他市に比べてどうかという御指摘はあろうかと思いますが、近々、皆様

方にお示しできるというふうに思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

長谷川知司委員 関連なんですけど。市独自の施策としてプレミアム商品券、特に料飲店で使えるプレミアム商品券というのは、やはり今の料飲店は、大変困っていらっしゃるから、そちらを市が、市民も使えるような形でのプレミアム商品券というのを検討してもらいたいと思いますが、これ要望でお願いします。

高松秀樹委員長 はい、ここで暫時休憩しまして、今長谷川委員の要望についてから、次の料飲店、飲食店支援に入りますので、そこから再開したいと思います。長谷川委員よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）なら、15分に再開いたします。

---

午前11時5分 休憩

---

---

午前11時15分 再開

---

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開いたします。引き続き商工労働課の市内の飲食店を紹介するサイトの立ち上げの部分から、これ説明はもう終わってますので、委員からの質問、質疑を求めます。

吉永美子委員 こういったことをするのは、とってもいいことだと思うんですが、テイクアウトはいいですけど、デリバリーっていう部分っていうのは、やはり高齢化が進んで、お車自体がない方とか、そういった方々に対してのフォローっていうのは、市としては考えておられませんか。

村田商工労働課長 すいません、資料のほうには入れてないんですけど、テイクアウト、弁当、デリバリーも含めてです。

吉永美子委員　だからデリバリーに対しての、そういったデリバリーはいいけど、テイクアウトですよ。デリバリーは持って行ってくれるんですよ。いいけど、テイクアウトっていう部分では、もう他市でも、今回の料飲店組合さんからもお話があったように思っているんですけども、よそで、例えば具体的に言うと下関のごちそうタクシーとかありますけども、今回、山口市でしたかね、どこかのお店とタクシーが何か連携をして、一緒になってやっていくとか、そこには市の助成は入らないかもしれないんですが、そういったテイクアウトの関係のところですね。フォローという支援っていうことは考えておられないでしょうか。

河口経済部長　今、言われましたようなことも他市でされていらっしゃることは存じておまして、今現在、施策いろんなことを考えて、そういう飲食店等も含めて検討しております。まだ、今、上がってきているものではございませんが、当然、検討すべきものだというふうに思っておりますので、すぐに返事が今回答できませんけれども、一つとしては考えていきたいと検討していきたいというふうに思っております。

高松秀樹委員長　今、市内の飲食店数は何店ですか。

村田商工労働課長　平成28年の経済センサスで245でした。

高松秀樹委員長　245店ね。平成28年の調査結果245店ということです。

吉永美子委員　あつてはならないことですが、今言われた245、もっと増えるかもしれませんよね。そんな中で、こういったコロナの影響で、他県では、本当にあり得てるっていうか、もう要はやめないともう無理だということところとかも出てきているようですが、山陽小野田市におきましては、そういった状況っていうのは、今のところないというふうに思っていてよろしいですよ。

村田商工労働課長 商工会議所の方と意見交換する中では、もう廃業を検討していらっしゃるところもいらっしゃるということもお聞きしますし、今、休業されておられて、そのままやめられる方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれませんが申し訳ありませんが、数は把握してないんですが、大変厳しい状況にあるということは理解しております。

吉永美子委員 今、廃業等については、これはもう、ほとんどのものがコロナの影響というふうに、市として認識されておられるということですか。

村田商工労働課長 大部分がコロナに起因するものと考えております。

山田伸幸副委員長 都会の場合、家賃支援っていうのは非常に重要なポイントになってきているわけですね。家賃が非常に高いので。ただ、本市のような地方都市においては、家賃部分がかなり少ないとはいえですね、そうは言ってもそれを確保する上で、お客さんが今来ないという状況ではこの部分に対しても支援が必要ではないかなというふうに思うんですが、市としては今、国が打ち出すのを待っているという状況なんでしょうか。

河口経済部長 現在は、そういう国の制度を待っている状況でもあります。ただ、家賃補助に限らないような形で今検討しているものもありますので、そういうことも含めて、それにプラス国の家賃補助が出れば、よりいいのかなというふうには思っております。

伊場勇委員 このサイトの立ち上げについてお聞きするんですが、サイトを立ち上げるだけで果たして情報が皆さんにいくかというところが問題なんじゃないかなというふうに思っています。今、本市で、さんようおのだっこっていうサイトがありますよね。アプリケーションがありますよね。やはり、そのスマホの画面にしっかり出て、しかもプッシュ通知で、しっかり情報がダイレクトにタイムリーに上がってくるような、そういったシステムを構築できたらSNSとかで、しっかりそれを広めてダウン

ロードしてもらって、いろんな情報がいち早く入れば、そのものも広まると思うんですけども、そういったやり方っていうのはいかがでしょうか。

村田商工労働課長 ありがとうございます。今、取りあえずホームページをまずは立ち上げて、そのあとに、さらに、それを周知する方法、そして支援する方法を考えていきたいと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

伊場勇委員 お願いします。作成は今、小野田商工会議所が行うというふうになってます。今、山陽と小野田と今別々であると思うんですが、このサイトですね、独自に山陽商工会議所は職員が作成されて、小野田はその会員さんが作成されたということなんですが、作成する費用というのは、市が補助するのでしょうか。それとも商工会議所にお問い合わせするのでしょうか。

村田商工労働課長 当初、両商工会議所のほうからこういったサイトの立ち上げについて相談があって、それでちょっと予算化するとか制度設計のほうをしておったんですが、両商工会議所さんも事業所からの要望が強かったので、先にやりますということで、それぞれで立ち上げて、今やられている状況でございます。大変うちのほうが遅くなって大変申し訳ない状況なんですが、うちのほうで小野田商工会議所をお願いしておるんですが、うちのほうでホームページを立ち上げたら、この山陽商工会議所と小野田商工会議所を集約して、一つにして、山陽小野田市の飲食店の紹介をするサイトということで、紹介していきたいなと考えております。それで費用につきましては、うちのほうが小野田商工会議所に委託するというので、委託料で支払って、山陽商工会議所のほうの会員さんの、当然飲食店さんの方もそこに掲載するというようにしております。

高松秀樹委員長 大体費用を幾らぐらい見とってですか。

村田商工労働課長 65万円です。

山田伸幸副委員長 今、観光協会さんが、デリバリーじゃなかったテイクアウトか、何か思い付いたように、ぽつぽつ出てきているんですが、それだけではとっても弱いと思ってるんですね、やっぱりいろんな人が、それをシェアしていくとか、そういったことが必要ではないかなと思うんですが、そのシェアできえも、まだまだ少ないなというふうに思っているんですが、やはりそういった努力というか、市のフェイスブックに登録しておられる方々に、ばーっと配信できるように、何とかして、それをもっともっと広めていくということが必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

村田商工労働課長 御意見ありがとうございます。ホームページを立ち上げた後に、そういったことも検討していきたい、検討というか、やりたいと思います。

高松秀樹委員長 これ、いつ特設ページが立ち上がりますか。

村田商工労働課長 今、基本的な部分を作っていただいて、それと同時に、小野田商工会議所、山陽商工会議所さんも、今のところは知ってる業者さんとかに声を掛けて募集をされておられるんですが、連休明けに本格的に事業者さんを募集したいと思います。事業者さんが出そろった時点で、早い時期にホームページの方を立ち上げて紹介したいと思いますので、5月の中旬か下旬ぐらいには立ち上げたいと思います。

高松秀樹委員長 ちょっと気になるのがね、出そろったっておっしゃったじゃないですか。その出そろったって認定するのは難しいと思うんですよね。ということは、順次掲載していくようなスタンスじゃないと、それともう一つ、不公平感が出ないように、これ会議所が集めるにしても、市が

主導すると思うんですけど、いやうちは何も聞いてないよとか、そういうのが出るのが非常にまずいというふうに思います。それと伊場委員が言われましたように、今ホームページなんですよ、両方とも。今、スマホ世代ですよ。大体、スマホでホームページを見るときは、何回かアクションが必要なんですよ。言われるように、アプリケーションで画面上に出てれば、それワンプッシュで出るので、そういう伊場委員が言うようなやり方は非常に有効かなと思います。検討しますって言うんですね、そこはよく考慮された方がいいのかなっていう気はしております。

村田商工労働課長 掲載については、順次行っていきたいと思います。それとスマホ対応についても検討していきたいと思います。

山田伸幸副委員長 以前ホームページを見るときにスマホで見れなかったのが、スマホで見れるようになりましてけれど、きちんと金を掛けて、今言われたように、アプリを張り付けておいて、それをダウンロードすれば、いつでもそういったサイトに飛べるようにしていくのが、私は一番いいと思うんですけど、これちょっと急いで対応されたらいかがでしょうか。どうですか。

村田商工労働課長 小野田の商工会議所にちょっと問合せ、できるなら実施したいと考えております。

吉永美子委員 理科大生用の例のスマイル奨励金に、いわゆる当たっている飲食業は何社あるんですか。

村田商工労働課長 全部で270店舗ぐらいあるんですが、その内訳までわかりません、ちょっと今持ち合わせておりません。

吉永美子委員 かなりの割合でありますよね。そこへの声掛けっていうのは、もう、商工会議所へ願いで、市が何ていうかな、そういった業者とかに

は、いわゆる連携していくという考えはないのでしょうか。これ、ダイレクトにされてるんですね、どこかに委託してませんよね。市が直接ですよね。スマイル奨励は。だからこそ、そういった投げ掛けっていうのはどうなんですか。

村田商工労働課長 協力店の募集についてというところですか。

吉永美子委員 今回の市内の飲食店、要はテイクアウト等に対応するお店の紹介するわけでしょ。だからそのスマイル奨励金に該当してるお店の中に、そういった該当するお店が予想されるっていうか、そういう声掛けはできないんでしょうかっていうことです。

村田商工労働課長 うちが募集しているので声掛けはしたいと思います。

高松秀樹委員 それから先ほど、長谷川委員が休憩前に言われましたプレミアム商品券、恐らくホームページに出して、さらに相乗効果を得るために、こういうのはどうなのかという話がありました。これについて、今のところどういうふうになっているのか。例えば、全然考えてないのか、それともいい意見だったんで、今後協議していくつもりなのかっていう、答えられるところがあったら教えてください。

河口経済部長 要望の中にも、多くプレミアム商品券的なものは、要望が上がっておりますので、今検討しております、どういうふうな形でやっていくのが一番ベターかということで今協議しております。近いうちに考えをまとめていきたいと思っております。

高松秀樹委員 分かりました。そのほか。飲食店支援の関係で、商工関係で結構ですので。

山田伸幸副委員長 以前、副市長が言っておられたんですが、やはり今時点で

の支援も必要なんですけど、もう皆さんが今日ぐらいから出歩かれていますと思うんですけど、そういったときに市内にきちんとお金を落としてもらえるシステムを作る。これがプレミアム商品券になっていくんじゃないかなと思うんですけど、やはり紙ベースで使えるというのもあるかと思うんですけど、スマホ等でも使えるようにしておくと、若い人もつつきやすいかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

河口経済部長　そういう御意見もあると思いますが、今のところそこは、まだちょっと考えておりません。一番いい方法なのかもしれませんが、その辺ちょっと手段もまだ、どういうふうにすればいいのか、私の中で分かってませんので、研究はしてまいりたいと思っております。

水津治委員　これを参考に情報提供ということですが、昨日私のところの新聞受けに、A4の紙が入っておりました。テイクアウトできますよと。個人の小規模のお店が、そういったこともしておられます。今まではインターネットということでありましたが、そういった店舗が、そういったことをしておられるってことをちょっと情報提供させていただきました。

吉永美子委員　今回、国民全員に、いわゆる給付される定額給付金でしたっけ、10万円ということですね、やはり、この使い方の一つとして、やっぱり先ほど話が出てますように地元にお金を落とすということで、この定額給付金の活用という部分を活用っていうのはおかしいのかな。使い方っていうところで、もちろん生活が大変だから、そっち使いますというのも、もちろんあるわけですが、せっかくなので、そういうふうにプレミアムで地元にお金を落とすっていうふうに協力のお願いみたいな、その辺はやっぱり一つの視点としては考えておられますか。定額給付金を一つの何ていうかな、ツールとするっていう部分はいかがですか。

河口経済部長　定額給付金は、これは先ほど今言われましたように、どういう

ふうに使われるか個人の方ですけれども、それもあるということも含めましては、その辺もプレミアム的な商品券的なものを今考えておりますので、その辺はあとは個人さんの話になるかもしれませんが、今10万円を頭に置きながらということでは作っておるところではなかったので、今そういう状況でございます。

長谷川知司委員 先ほど山田委員も言われましたように、プレミアム商品券の類いを考えるのであれば、使いやすいようにということが大事だと思うんですね。であれば、やはり料飲店の方の組合の方の意見も是非聞いてから、より使いやすいような形にしてもらいたいと思います。

河口経済部長 今言われましたように、その辺の、どういうふうにやっていくのが一番いいかということも、今言われたとおり料飲店の方とか、会議所のほうも再度また確認をするようにしておりますので、それから、また展開をさせていただければと思っております。

吉永美子委員 これは以前の反省を是非ともしていただきたいというところがあります。例の国の政策としてやったプレミアム商品券のときに、例えば、はがきでどうのこうのとかが、たった1割なのに、はがきで応募しないといけないとかで、後で確か追加で募集を掛けたりとか、ドーンとその何ていうんですかね、プレミアムのイメージが本当に沸かないっていうか、私もあのとき声掛けたりとかして、はがき出さなきゃいけないからねと言われてたり、あったんですよ。覚えてないですか。1割で、だから、それを使って、国のあれを使ってドーンと大きく出してるるところっていうのを、やっぱり市民の反響っていうのは、全国的に大きく違っているっていうふうに思って間違いのないと思うんですよ。以前のやり方の反省に立ったプレミアム商品券のやり方をしてほしいんですけど、あのときの反省点を思い浮かべていただきたいのですが、いかがですか。

村田商工労働課長 今回につきましては、プレミアム付き商品券をする場合は

もう緊急事態ですので、なるべく簡素化して分かりやすい方法を今考えていきたいというところで、制度設計のほうをしております。

吉永美子委員 なるだけ分かりやすくていいか、プレミアムが付いて、買おうねっていう意識を持たせないと意味ないわけですよ。だから、いかにプレミアムが例えば1万円に対して500円しか付かないと、あんまりないな、それもまた千円しか付かないのに、はがきを出さなきゃいけないとか、1人当たりも市民みんなに行くようにするとか言ってすごく少なかったですよ。だからそうじゃなくて、例えば5万円なら5万円買えて、そこには1万円付いてきたとか、6万円になったとか、本当にプレミアムのイメージがないといけないから、だから申し上げてるんです。前の反省点をぜひ思い出してくださいとお願いしてるんですが、いかがですかということ。簡素化じゃありません。

河口経済部長 今、言われましたように、前回の反省すべきところはしっかり反省していきます。いろんな方法がありますので、基本的に今、直接早く考えていくものと、それからまた後続的にしていくものも含めて考えることもあるかもしれません。当然両方には今、吉永委員言われましたようなことの反省は当然踏まえた上で考えていきたいというふうに思っております。

山田伸幸副委員長 今でも覚えてるんですけど、プレミアム商品券のときは、5万円を握りしめてサンパークにですね1,000人ぐらい人が並んだと。これはちょっと現代にマッチしたやり方ではないと思いますので、その辺は、人がどこかにそれを取りに殺到するということがないようにしていただきたいというふうに思います。それと、総務部長にお聞きしたいんですが、国からの交付金、これ各地方自治体待ち望んでいるかと思うんですが、結局、山陽小野田市には総額どれだけの金額入ってくるんですか。

川地総務部長　まだ確定の通知は来ておりませんが、前回の定額給付金の際の事務費が約3億円来ております。で、人口規模、財政状況、今回はそれに感染症の状況を鑑みてというふうな形で来ておりますので、恐らく2億円程度ぐらいになるんじゃないかなというふうに考えておりますが、まだ今後、国が5月中に市から計画書を出せというふうにも来ておりますけども、その辺の状況がまた来ましたら、皆様方にも御連絡をさせていただければと思っております。

山田伸幸副委員長　ということは積極的に色んなことをやったほうが、国も判断しやすいということになりますよね。国が、交付金を出す方が、そうしたらやはり山陽小野田市として積極的に市民のためにいろいろ頑張った方が交付金も増えるんじゃないかなと思うんですが、どんなでしょうか。これは、恐らく事業費の額というよりもやっぱり枠設定で恐らく来るだろうというふうに思っております。

藤岡修美委員　先ほどからテイクアウト、弁当等の各店舗の努力があるっていうこともあったんですけども小野田商工会議所さんの話の中で、他市の事例を出されていて、テイクアウト横町そういうお店が連なったのは企画できないかっていう話があったんですけど、そういう考えはありませんか。

村田商工労働課長　その話はちょっと今初めて聞いたので、ちょっと会議所のほうに聞いてみたいと思います。

山田伸幸副委員長　それはちょうど今朝テレビでですね、中国地方どこだったかな、テイクアウトされるところを、そこに1週間に1回ですが集めて、そこに車で買いに行って車で待って、車で持って帰るということをやっておられました。密にならないような対策で、車、ドライブスルーということだと思っておりますけど、本市には、あちこちにそういう広いスペースがありますので、これも検討の余地ありかなあと、テイクアウト

も一生懸命やるというふうに言っておられますので、ちょっと、そうやられるところと相談をして、にぎわいがあんまりあつたらいけないけれど、やってるといのが、市民にもよく分かるようなそういうことが必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

村田商工労働課長　ちょっとまた両商工会議所などの関係団体にお聞きしまして、要望があればちょっと考えていきたいと思います。

伊場勇委員　飲食店の組合の方から、そういったところを作って、やはり努力できる場所を作ってほしいというようなことを言われました。先ほどサイトの話もしましたが、もちろんサイトを作るのがゴールじゃなくて、アプリケーションで、またそういった情報をしっかり周知できるような体制を作るってところが、またその努力をできる場所につながるし、吉永議員が言った、やはりその市民の方も大変な思いをされてる方もいらっしゃる中でどうにか助けてあげないといけないっていう思いがある人も結構いるんですよ。ただ、どうやって助けようかなっていうところが、まだちょっと分かりにくいというところもあるので、何をツールにしたらいいかっていうところを考えれば、やはり費用対効果などいろいろ考えて、今後につながる対策もできるんじゃないのかなというふうに思います。何が先かっていうところは、人それぞれ考え方が違うと思うんですけども、他市のやり方を色々こう調べられて、研究されて、少しでも早く、もう商工会議所をお願いするなら一応エンドを決めてやられたら、周りも結構努力というか協力される方も非常に多いと思いますので、市役所だけで考えるのではなくて、会議所プラス、その下にも青年部もいますし、たくさんの方をちょっと巻き込んでやられたらいいかなというふうに思います。意見です。

高松秀樹委員長　この飲食店って、いわゆる定義ってどこまでを飲食店って今考えられてるんですか。それがないと、あと不公平感があつたりしますけど。

村田商工労働課長 山口県の飲食店の定義は、補助金の定義としては食品衛生法第52条第1項の規定に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可施設を有するものということにされておられます。

高松秀樹委員長 最近、コンビニとかでイトインとかありますけど、それは入らない。さらに、大手のマクドナルドとかですね、吉野屋とか、これテイクアウトですが、市内にも事業所、店があるんですが、これは入るんですか、入らないんですか。

村田商工労働課長 食品衛生許可証の写しが掲げてあると思うんですけど、あれがあるところは多分全部該当するようになると思うんですが、すいません、そこまではちょっと把握してないです。

高松秀樹委員長 何で言ったかという、今から会議所が掲載希望の店は募集するって書いてあるときに、全部告知が必要なんだと思うんですけど、しっかりそこをやっとかないと、うちそれちゃんとあるのに来ませんでしたよとかならないようにしたほうがいいんじゃないのかなと思って、ちょっと今聞いただけですので、是非そういうことないようにしていただきたいと思います。ほかに何かありますか。

山田伸幸副委員長 今言った許可証というのは保健所が出すんですよね、たしか。保健所は今すごく業務が集中して大変だと思うんですが、そういった確認をまずされるということと、それとやはり問題は市民への徹底ですけど、これは先ほど言われたように、あらゆる手段を使ってということですので、これやっぱり迅速にやっていただきたいと思います。本当にスピード感が今こそ求められることはないと思いますので、人員が足りなければ増強してでも、それに対応すべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

河口経済部長　そうですね。ちょっとあの、もう一度質問お願いできますか。

要はですね、今の

山田伸幸副委員長　要は、今のやるスピードをアップしようにも、いろんなことやらなくちゃいけない、人員が足りないのではないかということと言ったんですよ。それについてどう考えてるかということと言ったんです。

河口経済部長　色々な政策、どういった経済対策をしていこうかということでもいろいろ考えておりました、当然、受付とか、商工会議所と連携するということも当然あると思います。これまたいろいろ協議をしていかないといけない部分もありますけども、足りない部分については職員、今体制としてとっていかないといけない。これはまた相談をしていかないといけないというふうに思ってますが、一応今のところ商工労働課、それと会議所も含めて、これで手が足りないというふうな話であればまた検討、考えていきたいというふうには思っております。

川地総務部長　今、市としてやるべきことはやっぱり経済対策だろうと。これが一番優先順位の上の方に来るだろうというふうに私ども考えておりますので、会計年度職員の雇用等々含めて、その辺についてはバックアップをしていこうというふうに考えております。

吉永美子委員　先ほど藤岡委員が言われたテイクアウト横丁ですね、これ山口市で、私の聞き違いでなければ保健所が特区として認可してうんぬんと言われてたように思うので、やはりそういった本当にスピード感持ってこの辺も動いていただきたいと思っています。それで料飲店組合の中で店舗情報の周知徹底をしてほしいようなお話があったように思ってます、先ほど水津委員が言われたポスティング、うちにも埴生なので入っていましたが、やっぱりああいうのがすごく大事だなと思ったんですが、後ですね、テレビCMというお話があったんですが、山陽小野田市は市のCMしてきましたけど、あれは今現在どうなってるんですか。

河口経済部長 契約がちょうど3月末で切れておりますので、今コマーシャルはないというふうに思っております。

吉永美子委員 それで最近見ないんですね。これはもう継続していく考えは今のところないんですか。

川地総務部長 ちょっと今後予算化しなくてはなりませんので、その辺も含めて、いろいろ事業の対策を検討せざるを得ないだろうというふうに思っております。

吉永美子委員 予算化の時期がちょっとどうなるかが難しいなど、今聞いて思ったんですけども、そういった市のCMするんであれば、こういったコロナに関連したような本当にCMをしていただけたらなというふうに思っておりますので、一応ちょっとお願いだけしておきます。

水津治委員 これ直接コロナには関係ないんですが、飲食業生活衛生同業組合小野田支部、支部長が要望書を出しております。この内容を全ての営業所ということで全体を網羅した要望になってるんですが、実は山陽地区は、この支部がないように聞いております。今後を踏まえて市のほうが、山陽地区にも一緒になるかどうかという、別に作るかって、いろいろ山陽支部で作るのか、山陽小野田支部で作るのかいろいろあると思いますが、やはり今後のことを考えたときに、市のほうが介入されて、その組合に全部入られるようなことは考えられないでしょうか。

河口経済部長 その件につきましては、なかなか市が介入してというのは難しいと思います。いろいろなお話、今までの歴史的な経緯もあるように、ちょっとお伺いしたところもありまして、山陽地区には別のものもあるようございまして、小野田地区と宇部地区で宇部管内の食品衛生協会というのを作っておられるみたいですので、また山陽地区はまた、その協会

は別にあるということをお聞きしております。その辺はちょっと、なかなか市が介入して一緒になってほしいという、ちょっとならないんで、その辺は状況を見られるのかなと・・・。

伊場勇委員 飲食店に対するその支援の基準なんですけど、情報収集したところでは、売上減少にするのか、例えば、もしくは6日以上休業したところにするのか、売上げ保証か休業補償かみたいな感じなんですけれども。休んでないところで新たにこういうときだからこそテイクアウト事業を立ち上げてやられてる方もいらっしゃいます。その方は売上げ減少とかじゃないですし、休んでもないわけで、頑張ってるのにその支援金がもらえないってところは避けれるように、例えばその許可証ベースで受給できたらいいというようなこともおっしゃっていたんですが、その点はいかがでしょう。

河口経済部長 色々な政策がテイクアウトだけでなく、その事業所に関して、今、持続化給付金というのは当然今50%以上とかっていうのは国の方はやって100万、200万の話が出てますけども、考えるのであれば、その売上げがどういう状況なのかっていうことを把握した中で、市としても、そういう支援ができるかどうか今考えてますので、今、休止をしているから、そのときはゼロになっていくので、前年度月比は当然下がっているというのは当然でありますので、それも踏まえて、そういうような支援は考えていきたいというふうに思っております。ちょっと今、伊場委員が言われることは難しく、余り難しくならないような形で考えていきたいというふうには思っております。

伊場勇委員 是非、頑張っている方には、ちゃんと行くようにしていただきたいというふうに思います。以上です。

山田伸幸副委員長 自主休業しておられる理容、美容の業者さんがおられるということなんですけど、これは対象業者にはなっていないんで、補償がどう

なんかという心配しておられたんですが、この点はどうでしょうか。

河口経済部長 当然、今言われたように、理美容関係は自主制限を、自主的にされてらっしゃる方もおられた。で今お聞きすると、当然、普通の平日の売上げは変わらないけども、お正月なり着付けとかの関係で減額になってるよという話はお聞きしました。今のところ他の市町で直接そういう補償みたいなものがあるので、直接県ではなく市の方に来られましたということをお聞きしました。今のところは自主的な形で休業されていらっしゃる方もおられるとは思いますが、その辺は、他の部分でも救済ができればというふうに、先ほどお話ししたような内容のものも含めて考えていければというふうに思っております。

山田伸幸副委員長 こういう理容美容というのは、イベントあるいは卒業式、入学式、そういったときがあれば集中して来られるということですよ。しかもこう4月は非常に色んなところで自粛、自粛というのが広まって、散髪も自粛しようか、ある企業は何か社員に対して理容に行くなというふうなことを指示された事業所さんもあるようで、かなり痛手を被っておられるというふうな話でしたので、やはり単に自分で勝手に休んだというような思いを持っていただきたくないなということを思っております。是非、そういったところに対する支援も、当然これはコロナの影響でありますので、必要ではないかなというふうに思うんですが、そういう声は届いておりますか。

河口経済部長 御存じだと思いますけども、要望書も当然来ておまして、休業補償ということでごうたってございまして、先ほどちょっとお話ししていたような理解はお話しした中でお聞きしておりますので理解はしております。あとはどのような施策をしていくか、どういうところでカバーしていくかっていうことについては、まだ今、休業補償という形では考えておりません。ほかのことで考えるべきことがあれば検討はしていきたいというふうに思います。

高松秀樹委員長 飲食業とか今の理美容っていうのはね、しっかりもちろん措置していかんやいけんのですが、御存じのようにタクシー業界とかバス業界で貸し衣装業界とか、旅行業界、そういうのも、おそらくもう把握されておられると思うんで、そういうところも含めて、どういうふうな支援をしていくのかっていうのは今後早急に考えていただきたいと思います。ちょっと私のほうから、商工は今、失業者の情報っていうのはつかんでますか、このコロナに影響した失業者の情報。

村田商工労働課長 そういった雇用につきましては、毎月、宇部のハローワークの所長と次長と情報交換しております、月1回やっております、最新は4月7日に実施しました。そのときのハローワークの話では2.0倍近くあった有効求人倍率が1.5倍くらいまで減少しておりますが、これまで採用に苦労していた企業がそう簡単に解雇しないだろうという見解を持っておられました。その後、商工会議所から従業員を解雇せざるを得なくなった事業者の事例とかを聞く中で、短期間で状況がかなり変化しているように感じております。正確なそういった失業者の数はまだ聞いておらないんですが、また5月もハローワーク宇部からの情報収集をしたいと今考えております。雇用調整助成金が混雑していると聞いておりますので、企業も雇用を守りたいという気持ちが強いと考えておりますので、またハローワークと連携してその辺の情報収集等をしていきたいと思っております。

高松秀樹委員長 分かればまた報告をしてほしいと思います。ほか委員から、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。そうしたら、これで商工労働課は終わって、ここで暫時休憩で1時に再開します。お疲れ様でした。

---

午前11時50分 休憩

---

高松秀樹委員長 予定時間を多少過ぎましたが委員会を再開いたします。まず最初に、文化スポーツ推進課のほうから、何かあるということで、はい、どうぞ。

石田文化スポーツ推進課長 文化スポーツ推進課の石田です。午前中に吉永議員のほうから文化スポーツに関する登録団体の数の御質問を頂きました。それについてお答えを申し上げます。まず体育のほう、スポーツのほうの関係なんです、体育協会が 23 団体、スポーツ少年団の団体数が 49 団体、次に文化に関する登録団体といたしまして、文化協会のほうの団体会員が 128 団体、賛助会員が 29、個人会員が 402 人というふうになっております。以上で御報告を終わります。

高松秀樹委員長 以上ですね。はい、分かりました。

川地総務部長 午前中に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額はどうかという御質問がありまして、先ほど報告を受けまして、山陽小野田市の交付限度額が、2 億 2, 105 万 5, 000 円というのが分かりましたので御報告を申し上げます。

高松秀樹委員長 はい。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)そうしたら、都市計画課、土木課について公園を中心に説明をと思っておりますが、よろしいですか。

森弘建設部長 まず建設部の本日の説明手法についてお話をいたします。新型コロナウイルスに関する建設部の取組は、感染予防と生活に困っている世帯への支援となります。建設部の感染予防に対する取組については、主に人が密着することを防ぐために、公園施設等の使用を制限することになります。それについてお手元の資料、新型コロナウイルス感染拡大

防止に関する建設部所管施設の対応状況により、都市計画課と土木課が説明をいたします。その後、生活に困っている世帯への支援の取組として、下水道使用料、下水道受益者負担金、市営住宅家賃の徴収について、下水道課と建築住宅課が説明をいたします。これらを各課長が説明をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

高松秀樹委員長 まず、都市計画と土木課から行きますので、それが終わりましたら下水というふうな順番で行きたいと思います。はい、よろしくお願いをいたします。

高橋都市計画課長 はい、改めまして都市計画課の高橋です。どうぞよろしくお願いをいたします。それではお配りしております建設部所管施設の対応状況について、まずは都市計画課分について説明させていただきます。お配りしております資料は、時系列で記載しておりますので、説明をお聞きになりながら目で追っていただければと思います。3月4日の新型コロナウイルス対策本部会議での屋内施設の使用中止の決定を受けまして、須恵健康公園体育館、竜王山公園多目的施設の研修室、竜王山公園オートキャンプ場キャンプセンターの研修室を、3月4日から5月24日まで閉鎖予定としております。江汐公園管理棟の講義室及び売店、キャンプ場、第2駐車場につきましては、3月5日から5月24日まで閉鎖予定としております。竜王山公園オートキャンプ場につきましては、4月7日に来園者が非常に多くなり、密になっているとの相談が指定管理者よりありましたので、庁内で協議を行いまして、4月8日から5月24日まで閉鎖予定としております。4月14日の新型コロナウイルス対策本部会議では、屋外施設の使用中止が決定されましたので、江汐公園の遊具ゾーンであります冒険の森と庭球場、浜河内緑地の庭球場、須恵健康公園の庭球場、東沖緑地の庭球場、若山公園の屋外ステージ、糸根公園のキャンプ場、縄地ヶ鼻公園のバーベキュー施設につきましては、4月15日から5月24日まで閉鎖予定としております。また、各公園におけます露店営業を除きました行為許可申請と、10名以上の行為届

出書の受付につきましては、4月15日から5月24日までの期間は受け付けないことといたしました。4月23日には、山口県都市計画課から、都市公園における新型コロナウイルス感染症に係る対応についてという文書を受けまして、遊具のあります都市公園や都市計画課所管の河川公園の遊具付近に、利用上の注意を記しました看板を設置いたしました。竜王山公園オートキャンプ場と江汐公園のキャンプ場の予約につきましては、本来ですと3か月先まで受付することができますが、8月末までは予約を受け付けないこととしております。説明は以上です。

泉本土木課長　続きまして土木課所管分を説明いたします。土木課長の泉本です。改めてよろしくお願いいたします。それでは土木課所管の公共施設について説明いたします。お手元に配付してあります資料の一番下を御覧ください。当課で施設管理をしておりますきららビーチ焼野について説明いたします。きららビーチ焼野においては、施設内にバーベキュースペースを設けており、例年であれば観光施設ということで盛況を極めているところでございますけれど、バーベキュー行為がどうしても人を密にさせてしまうこと、それと先ほど説明のありました竜王山公園と連動した観光スポットであるため、ここをそのまま開放することは、対策として片手落ちになると判断いたしまして、竜王山公園オートキャンプ場の閉鎖と合わせて、4月8日から5月24日まで、ビーチ内でのバーベキュー行為について許可を行わないことを、指定管理者と協議をした上で決定いたしました。周知の方法につきましては、市のホームページへの掲載と施設管理棟への張り紙により対応しております。以上です。

高松秀樹委員長　以上で説明が終わりました。委員からの質問等がありましたらお願いします。

藤岡修美委員　先ほどスポーツ施設のときにも質問したんですけど、国の緊急事態宣言が延長されましたけれども、指定警戒区域以外の県は、例えば公共施設の使用は地域の実情に応じて判断するということでしたけれど

も、今これを見ると江汐公園のテニスコート、6月1日から6月末までは予約を受け付けるっていうふうに対応状況が書いてありますけれども、他の浜河内、須恵、東沖等々の庭球場というかテニスコートも、状況によっては使えるということで判断していいですか。

高橋都市計画課長 はい、今御質問がありました件ですが、江汐公園の庭球場につきましては、1か月前から予約ができるということで予約制を採っておりますが、ほかの庭球場につきましては当日受付ということになっておりますので、今の予定ですと5月25日からは通常どおり受付、利用ができる状況になると、今の段階では考えております。

山田伸幸副委員長 各都市公園の行為許可申請を受け付けないが、露店営業はできるということで、実際に江汐公園であったようですが、これはなぜ露店営業は許可されるのでしょうか。

高橋都市計画課長 露店営業の許可につきましては、都市公園内での露店等の出店に関する運用規程というのを作っております、それに基づいて許可しているわけですが、まず、露店営業ができる場所ですが、今現在許可を行っている場所が、江汐公園第1駐車場を入り、広い駐車場に入ったすぐ左側にN T Tの公衆電話があるかと思いますが、あの横並びに出すことを許可しております。屋外ですので、その料理を作っている間に待つときの待ち方、ソーシャルディスタンスに注意していただければ、特に問題はないという考え方で許可を出しております。

山田伸幸副委員長 江汐公園のあそこの売店等が閉鎖をしていたと思っていたんですけど、これによると、時には営業していて、時には営業しないというふうなことをされたんですけど、これは何か理由があるんですか、こういう、何かまちまちな営業というか。

高橋都市計画課長 今、江汐公園は、指定管理者が株式会社晃栄という会社で

すが、これは晃栄の従業員に聞き取りいたしましたところ、天気のいい日は利用者が多いので、できればそこだけでも売上げに少しでも貢献したいということで、そのタイミングで天気のいい日は営業していたということでしたが、この連休に入る前の4月28日にもう一度状況を聞き取りに行きましたが、そういった天気のいい日に、管理棟の前で販売を行うと人が非常に密になって危ないということで、それは今現在は断念されております。

吉永美子委員 下から3行目、4月25日から27日に看板設置ということですが、どういう看板を出されたのか。それと、遊具のある都市公園と河川公園について、どういう公園かお知らせください。

高橋都市計画課長 まず、どういう看板を出したかと言いますと、これ山口県が4月23日に県立都市公園における屋外遊具等の取扱い方針というのを出しておりまして、その内容に、注意喚起の内容を4項目ほど挙げております。マスクの着用、こまめな手洗い、密集・密接の回避、保護者から子供への注意、というのを出しておりましたので、今申しました4項目を看板に付けまして、市内都市公園、それから河川公園がありますが、都市計画課が所管しております49か所の公園に注意喚起の看板を速やかに設置したところです。

吉永美子委員 子供たちはやっぱり外に出て遊びたいでしょうから、こういったところを使うということは決して悪くないと思いますけれど、その四つの注意、その中にこまめな手洗いということを言われましたが、この49か所は全て手を洗うところがあるんですか。

高橋都市計画課長 今、その公園49か所の一覧表を見ておりますが、全てとは言いませんが、おおむね手洗い、若しくはトイレがありますので、手が洗える環境は大体あるのではないかというふうに思っております。

吉永美子委員 大体ではなくて、この手を洗う環境は、49か所は必ずあると思ってよろしいですね。確認です。

高橋都市計画課長 申し訳ありません。今49か所、これ全てにあるとちょっと今断言ができませんので、ちょっとこれは確認させていただいてよろしいですか。

高松秀樹委員長 はい、いいですよ。

吉永美子委員 手を洗うというところがないところについては、こまめな手洗いといっても、そこで現実に遊んで、小まめに1時間に1回手洗いをしようということはできないわけですので、そういうところが仮にあった場合には、その箇所については、例えば除菌ができるものを持参することとか、何かしらのやっぱり掲示が必要じゃないでしょうかね、意識喚起のためには、と思いたすがいかがですか。

高橋都市計画課長 今言われるように、水道施設があるのは一番だと思いたすが、これらの整備につまましてはすぐの対応ができませんが、先ほど申しました注意喚起の内容で、保護者から子供への注意ということで、今子供さんだけではなくて保護者と一緒にリフレッシュに行って遊ばれている子供さんが多いかと思うんですが、そういった保護者の皆様ですね、除菌ティッシュですとかウェットティッシュですとか、そういったものを大体持って、もう自ら身を守るような行為をされている方が多いように思いたすので、そういった意味もあって、保護者から子供への注意という文言も入れている状況です。

山田伸幸副委員長 江汐公園は基本入ることができるということで、かなりたくさんの方がウォーキングとかランニングとかしておられたと思うんですが、マスクをしてのウォーキングやランニングが今推奨されてるんですけど、その点での注意喚起はされておりましたでしょうか。

高橋都市計画課長 その点についての注意喚起というのは、今の段階では特にしておりません。

伊場勇委員 この閉鎖期間なんですけども、今のところというのも分かりますが、近隣市の状況と合わせているのかなあとと思ひまして、合わせてなかったら、山陽小野田市のここが開いてとるよってまた密集することがこの後予想されるんですけど、その辺の状況はいかがですか。

高橋都市計画課長 近隣市の聞き込みを行っておりますので、その状況を御説明いたしますと、まず山口県が運営しております県立公園、維新100年記念公園、山口きらら博記念公園、萩ウェルネスパークにつきましては、全て大型遊具ですので使用禁止にしておられます。下関市につきましては、申し訳ありません、これは4月28日の段階ですが、使用禁止はしていないということでした。宇部市につきましては、宇部日報等にも出ましたので皆様御存じの方が多いかと思いますが、常盤公園にある健康遊具5基の使用禁止、それから69か所あります都市公園の遊具は全て使用禁止にしておられます。美祢市につきましては、遊具の使用禁止はしておられません。それからちょっと場所が飛びますが、岩国市につきましては、大型の複合がある愛宕スポーツコンプレックス内の複合遊具だけは使用禁止にしておられますが、ほかの遊具については使用禁止をしていないという状況でした。以上です。

高松秀樹委員長 はい、ほかにありますか。江汐公園の第2駐車場は、株式会社晃栄の判断により閉鎖したってあるんですけど、これはどういう理由で閉鎖になったんでしょうか。

高橋都市計画課長 江汐公園につきましては、現在、現在といたしますか管理棟を締め切った段階で、通常の管理される人数を絞られました。そうした観点もありまして、第1駐車場のみの開け閉めにされておられるという

状況です。

高松秀樹委員長 その人数とどういう関係があつて閉めたんですか。手が回らないっていうこと。

高橋都市計画課長 そのとおりです。

伊場勇委員 キャンプ場についてなんですが、今キャンプがすごくはやっていて利用者もすごく多いと思うんですが、今のところですけど、糸根公園は一応5月24日までということで、それ以降、そんなに広い場所じゃないのでそこまで殺到するかなと思うんですけど、その辺ちょっと状況どうですか。

高橋都市計画課長 糸根公園のキャンプ場につきましては、無料のキャンプ場で、基本的には行為届出書というものを出示していただければキャンプしていただけるという状況で運用しております。この場所が、市外、県外、それから国外からの利用者が随分おられまして、どういう利用形態なのかなって見たときに、目の前にコンビニもありますし、ただで利用できるというメリットのあるキャンプ場ですので、経路地として利用されるお客様が多いようです。そういった観点から非常に危険だということで、この施設につきましても24日までは使用禁止にしておりますが、ちょっと状況を見ながら、ほかの施設の利用状況と合わせて、また解除の時期は同じように考えていきたいというふうに思っております。

高松秀樹委員長 これは見てみると、対応を決定しているのがほとんど本部会議で決定しておつて、オートキャンプ場については都市計画課で決定つて書いてあるんですが、これ何か理由があるんですか。

高橋都市計画課長 オートキャンプ場につきましては、まず指定管理者であります株式会社晃栄から、春休みの期間ではあつたんですが、来園者が非

常に多くなってきていること、それから、感染者が増えてきつつありました北九州とか福岡からの利用者もおられるということで、このまま運営していった方がいいのだろうかという投げ掛けを受けましたので、その投げ掛けを受けまして、庁内協議をして、速やかに使用禁止に、運用禁止、運営を禁止したところです。

高松秀樹委員長 何か普通これ見ると、本部会議でコロナ対応については全て決定するように見えるんですけど、そこは柔軟に各課でもいろいろ決定をしていくっていうスタンスであるということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

高橋都市計画課長 これはちょっと都市計画課が投げ掛けしまして、対策本部会議の本部長の了解を得まして、このような運用をしております。

山田伸幸副委員長 キャンプ場ですね、竜王山にしても江汐でもそうなんですけど、8月31日まで予約受付を行わないということになっているんですけど、他のは大体5月24日で利用できるようになっているのに、ここを8月31日まで利用不可にしているはどういうことなんですか。

高橋都市計画課長 ここの2か所につきましては予約受付というのがありまして、3か月先まで予約できます。今もう5月に入りましたので、この3か月先というのは、6月、7月、8月末までは、本来ですと予約を受け付けることができますが、今こういう状況ですし、今後どうなっていくかもまだ分かりませんので、まずは取りあえず予約は受け付けないというふうに決定しております。

山田伸幸副委員長 江汐公園のグリーン広場にあるステージは使えるんですか。

高橋都市計画課長 こちらのほうは、特に申請等が要りません。有料公園施設としての申請が要りませんので、自由に使っていただいて結構です。

山田伸幸副委員長 電源を使うときだけが申請が要ることなんですか。

高橋都市計画課長 グリーン広場にありますステージにつきましては、イベント等をやられるときにつきましては、イベントとしての許可申請は出していただいておりますが、通常はフリーな、要は無料の施設ですので、上で少し座ってみたり、ちょっと子供さんが戯れてみたりする程度の行為は、ふだんでも認めております。

高松秀樹委員長 はい、ほかいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ次の下水道使用料、いわゆる下水道課について説明を求めます。

井上建設部次長兼下水道課長 下水道課の井上です。下水道課は特に資料をちょっと準備しておりませんが、使用料と受益者負担金の二つについて御報告いたします。まず、下水道使用料ですが、下水道使用料は御存じのとおり水道料金と一緒に徴収をしております、その徴収業務を水道局に委託をしております。今回の新型コロナウイルス感染症対策の窓口も水道局となっております。基本的には、水道局が水道料金の徴収猶予を決定すれば、下水道の使用料も猶予をしておるところでございます。実際の対応の方法の詳細につきましては、明日、水道局の聞き取りがあると思っておりますので、一応そちらで説明をすることになっておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。なお、4月30日現在の実績といたしましては、水道局において9件の支払猶予を決定したうちの5件については、下水道使用料のほうも支払猶予をしております。続きまして、受益者負担金のほうでございますが、4月30日現在の実績はございませんが、相談があった場合につきましては、条例の規定に基づいて猶予の申請を受け付け、決定したいと考えております。

高松秀樹委員長 水道に連動ということですか。委員のほうから質問があれば、お願いします。

山田伸幸副委員長 支払猶予ということは、これは何箇月か待つということなんでしょうか。後日、まとめて払いなさいよという対応になるんでしょうか。

井上建設部次長兼下水道課長 一応、水道局のほうに様式があるんですけども、猶予対象が何月分については次に何月に一応支払予定というのを聞き取りでやるということで、猶予した後一括でとかっていうものではなくてそれぞれの月分については何月というふうにして、申請のときに言っていたくようになっております。

山田伸幸副委員長 減免とか免除とか、そういうのはしないんですかね。

井上建設部次長兼下水道課長 今のところ、下水道の使用料のほうについては、単独でっていうのはちょっと今のところ考えておりません。私もすいませんインターネットで調べた情報ですけども、上水道の減免とか上下水道併せての減免っていうのは、上下水道併せてというのは全国で、今の一般家庭用だったら大阪市と尼崎市ぐらいが基本料金をするというのを見ましたけれども、それ以外にはないっていいですか、ちょっと見当たらず。北海道のほうで事業者向けに上下水道、上下水道使用料何箇月かかっていうのがあったんですけど、一般家庭というのはどうも二つぐらいしかちょっと見当たらなかったという状況でございます。その大阪と尼崎市もよく調べると、普及率100%なんです、下水道の。ほとんどの市民の方に恩恵があるといえますか、減免対象になるんですけど、山陽小野田市につきましては、下水道が大体50%ちょっとですので、広く市民に恩恵をとるところであれば、ちょっと減免効果は薄いのかなという気もしますが、今後のちょっと課題とさせていただきたいと思えます。

宮本政志委員 受益者負担金猶予を受けても、一応引き込みと使用開始には影

響はしないということですよ。

井上建設部次長兼下水道課長 そちらのほうに影響はございません。

宮本政志委員 そうすると、受益者負担金猶予を受けて、引き込んで、使用を始めましたと。それでまた使用料に関して、もし猶予ということになれば、両方大丈夫ってことですよ。

井上建設部次長兼下水道課長 そうですね、負担金は下水道課で、水道料金については水道局でということになりますので、使用料については別々になります。

高松秀樹委員長 ほかありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、今日最後の建築住宅課の市営住宅使用料等について説明を求めます。

辻永建築住宅課長 建築住宅課の辻永です。よろしくお願いたします。特に建築住宅課からは資料を用意させていただいておりませんが、市営住宅家賃の徴収に関して、生活に困っている世帯への支援について御説明いたします。市営住宅の入居者又は同居者が就業先を解雇されるなどの理由により世帯の収入が著しく減少した場合には、本市の市営住宅条例第15条第4号の規定、第1号の収入が著しく低額であるときに準ずる特別な事情があることを適用できるかについて、実情を調査して、家賃の減免又は徴収の猶予の判断を行っております。その方法は、市営住宅の家賃減免徴収猶予申請書に必要事項を記入の上、所得課税証明書とその理由を説明できる書類を添えて市長に提出することとなっておりますので、個別に相談があれば応じることとなっております。建築住宅課からは以上です。

宮本政志委員 今の説明って従来どおりじゃないですかいね。今コロナのこういった国難になったから特別こういうふうな。今までと同じじゃないで

すか。

辻永建築住宅課長 おっしゃられるとおりです。あくまでコロナは理由の一つであって、基本は、世帯の収入が著しく減少しておれば、一応、市としては相談に応じて対応するというふうに考えております。

宮本政志委員 今からでしょうけど、もっとね、経済とかに影響が出てきた場合は、このコロナのことを念頭に入れて考える余地もありますよということですか。

辻永建築住宅課長 もちろんそのことを念頭に入れて対応したいと考えております。

山田伸幸副委員長 著しくというふうに言われたんですけど。それはどういう減り方を言うんでしょうか。

辻永建築住宅課長 あくまで実情調査をした上でっていう前提にはなりますけど、御本人の話を確認させていただいた上で、その減り方も含めて資料として確認できる内容がそろえば、ある程度こちらで判断できるんじゃないかと考えております。

山田伸幸副委員長 それは、例えば今いろんなパターンがあって、出勤日数が減って収入が減った場合と、それからもう事業閉鎖とか、そういう形でもう事実上の解雇状態ということもあろうかと思うんですね。それとかアルバイトをしておられるところなんかはもうアルバイトそのものがなくなったというところとか、いろいろあると思うんですけど、何割程度減ったらこの減免の申請ができるのか。それは全て相談に応じてっちゃうのは、ちょっと公平性の観点からいかなものかと思うんですが、いかがでしょうか。

辻永建築住宅課長 あくまで、条例の第15条第1項に基づく、これに準じていう形になろうかと思うんですけども、基本的には規則の第16条第1項の第2号の中に「入居者及び同居者の所得月額（継続的な課税対象となる収入、非課税所得となる年金、給付金等全ての収入を基礎とし、公営住宅法施行令第1条第3号の規定に準じて算出した額）が6万1,500円に満たない者」というのがありますので、所得月額である6万1,500円に達しているか達していないかというところも一つの判断材料にはなろうかと思います。

吉永美子委員 すいません。ちょっと具体的に教えていただきたいんですけど、日頃の話ですが、収入が少ないと家賃が半分に。それが一番でしたっけ、半分までなったりしますよね。年金暮らしの方とか少なかったりすると。基本の。ですよ。こういった、いわゆる広く収入が落ちてほとんどゼロになったとか、そういったケースのときには減免ではなくて、猶予という、猶予と違うのかな、猶予でいいんですかね、いわゆる支払は5月、6月はしなくていいとか、そういうような規定はないんですか。

辻永建築住宅課長 基本的には、条例上は猶予も一応想定されてはいますが、適用としてはほぼ減免として本市では取り扱っていることになります。あくまで、例外規定として第4号を適用しているということになります。

吉永美子委員 だから、これからの市の対応として、今の状況だと本当にいわゆる飲食業の方とかいろんな方がすごく大変な思いをされていて、いわゆる猶予というものの適用は、これまではないかもしれないけど、これからはそういったことは対応があるというふうに思っているんですか。違うのか。

辻永建築住宅課長 いえ、逆にこれまでも減免で主に対応しておりますし、減免で・・・例えば、コロナということに限らず、そういった形で退職して全く収入がなくなったということであれば、むしろ収入そのものがそ

の世帯のその人についてはないわけですから、むしろ減免という考え方でよろしいんじゃないかと逆に思うんですが。

吉永美子委員 減免っていうことは免除で、いわゆるゼロっていうことがあるということですね、そうすると。

辻永建築住宅課長 家賃が完全にゼロになることはありませんが、あくまで一部分の免除ということになります。部分的な免除。減免ですので。50%あるいは25%の減免と。

吉永美子委員 ごめんなさい、私が理解しているのは一番最大でも半額までっていうふうに思っているんです。ですよ。うん。だからそうじゃなくて、その猶予、今の仕事をなくしました、この期間は、猶予、猶予でいいですかね、要は支払わなくていいです、待つんじゃないで。この期間はゼロですっていう特例というのはない。あり得ないということですか。

辻永建築住宅課長 100%ということはちょっと条例上ちょっと想定はしておりません。あくまで家賃ですので、あくまで一つの基準に従って計算をするという格好になりますから、現時点においては、条例、規則、規程がある以上は、100%の免除というのちょっと考えておりません。

吉永美子委員 であるならば、これまで例えば普通に支払ってないから出ていってくださいで訴訟を起こしたりとか、ずっとやってきてるじゃないですか。じゃなくて、今回コロナで、要は非常事態ですよ。異常事態ですよ。この状況のときに、市としてやっぱり市長が特別に認めるとかいろんなあれがあるじゃないですか。そういったいわゆる、何箇月したら、前は何箇月でしたっけ、長くためないで何箇月かで決着を付けるようなことをどこかで言われたことなかったでしたっけ、何十万もためないで。違ったかな。いずれにしても、そういった対応っていうのが、今回、融通させるっていうのかな、そういう点の協議というのはされてい

るのか、されないのか、どういうふうに考えておられるのか。今、コロナに限って私たちはどうしていったらいいだろうというところでやるわけですから、市営住宅についても何らかしらの考え方がないのかというところをお聞きしたいんです。

辻永建築住宅課長 減免に関して県内の他市にも一応連休前に電話で確認をさせていただいたんですが、あくまでどこの市町も従来どおりの条例に基づく減免を今までどおり適用していくという考え方で対応されるという回答がほとんどでした。

吉永美子委員 だから、私が聞きたいのは、よそはどうでもいいんですよ。要は、山陽小野田市としてはどうなんでしょうかっていうことを聞きたいだけなんです。だから、今後、そういったいろんな対応をしていく中にそういう猶予っていう、何ていうか考える余地はもうないっていう、一番最大でも半額までしかしませんっていう、これから先も、っていう考え方ですね。確認です。

辻永建築住宅課長 一応、建築住宅課としてはそのように考えております。

高松秀樹委員長 あとは本部がどう考えるかっていうところもあるでしょうけど。今、市営住宅の入居可能な部屋数っていうか空室って、どのぐらいあるんですか。戸数は。

辻永建築住宅課長 すいません。ちょっと、御説明できる資料を手元に用意しておりませんでした。また、改めて御報告させていただきます。

高松秀樹委員長 吉永委員の続きで、つまり、コロナによって著しく収入が減ったと。今借りている家とかアパートが家賃が高くて出なきゃいけないというときに、いわゆる、コロナ枠っていう枠を設けようと思ったら空室が要るわけですね。それがどのぐらいあるのかっていう質問と、

吉永委員の言う、例えばコロナ枠っていうのをきちんと今後考えていく必要もあるんじゃないかなと思ったんですけど、それは本部で話すってことなんでいいんですけど、空室については今分からないということでもいいですね。

辻永建築住宅課長 また、後ほど御回答させていただこうと思います。

高松秀樹委員長 後ほど、これでもう今日は最後なんですけど、どうしましょうか。（「ちょっと調べて」と呼ぶ者あり）今、調べに行ったんですか。その間に、委員の質疑を。

高橋都市計画課長 先ほど吉永委員から御質問がありました、遊具のある公園の水道施設の箇所数ですが、ちょっと申し訳ありません、私の記憶違いだったら1か所か2か所、誤差はあるかもしれませんが、49か所あります今遊具の公園に対しまして33か所、水道施設があります。率で言いますと67%です。以上です。

山田伸幸副委員長 遊具施設が屋外施設ですからなかなか難しいと思うんですけど、今、ベンチなんかでは消毒をするというのをやってるんですが、この間、何かされましたか、そういうことは。

高橋都市計画課長 特には行っておりません。

山田伸幸副委員長 竜王山公園オートキャンプ場はかなり施設がありますが、今後の対応として、やはり、あそこは人が集中しますので、完全に解除された後も含めて、今後そういった消毒対応ということが必要になってきているんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋都市計画課長 おっしゃるとおり、そういったことも必要かなと思います。消毒をすることは、費用等を掛ければできるんですが、例えば頻度をど

のぐらいにするのか、そういったことも慎重に考えていかないといけないと思いますので、まずは今、使用ができる公園でも、まずは1回ぐらいは消毒等をやるふうに検討していきたいというふうに思っております。

山田伸幸副委員長 特にあのオートキャンプ場は、4月の大混雑のときには、かなり九州のほうから来られていたということがありまして、竜王山に花見に行った人から、あんなにたくさん他県ナンバーがあっというんですかっていうことも言うておられました。やはり今この時期だからこそ、そういった警戒があるうちに、やはり、私たち自身の心掛けとして、あいった他県からも来られるようなところは、消毒ということが日常的に今後必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋都市計画課長 今、使用禁止にしております竜王山公園オートキャンプ場と江汐公園の大型複合遊具につきましては、前向きに消毒はまず検討したいと思います。残る都市公園の遊具につきましては、ちょっと、今後どうやっていくかは、内部で再度検討させていただきたいと思います。

山田伸幸副委員長 私の自治会にも児童公園がありますけれど、やはり、もし必要であれば、自治会としてもやってみたいなというふうに思っていたんです。それと、ベンチが、やっぱりかなり使われていて、この間、子供たちも行き場所がなくて児童公園に来ているというのが随分ありました。そこで、全然顔も知らない人も含めて来ているんですね。そういったやっぱり見ず知らずの人が来るような状態であれば、当然、そのベンチ、遊具の消毒、それとトイレの点検もですね、これはちょっと頻繁にやらなくちゃいけないなというふうに思うんですが、あそこはシルバー人材センターさんが回っておられるので、自治会でやれって言われれば考えますけれど、時には回っていただいて、そういった点検をしていただきたいと思いますというんですが、いかがですか。

高橋都市計画課長 ベンチとかにつきましても遊具と同等の考え方があります

ので、同じように消毒についてはどうするのかというのは、十分、指定管理者と一緒に協議して、できるところはやっていきたいというふうに思います。

吉永美子委員 せっかくなので、帰ってこられたけど、1点ちょっと。先ほど49か所と言われたこの河川公園には、県の例の厚狭川にある河川公園もこれに入っているんですか。

高橋都市計画課長 はい、河川公園は今、49か所のうち3か所を言っていて、ゆめ広場、わらじの公園、東下津河川公園の3か所です。

吉永美子委員 これは県ですよ。

高橋都市計画課長 県が造った公園ですが、今、市が維持管理をやっているという公園になります。

吉永美子委員 そうなんじゃ。はい、そうするすると、県が付けたんだから県が何かしらをするっていうことはもう全くしないということですね、付けただけで。

高橋都市計画課長 これが通常の維持管理業務になるかどうかということで、市がやるべきことなのか県がやるべきことなのかという考えになりますが、通常の維持管理だと判断すれば、市がやるべきことではないかなというふうに思っております。

吉永美子委員 そうですか。

辻永建築住宅課長 先ほどの住宅の戸数ですけど、需要に応じて修繕ができる空き家については、一応、おおむね200前後、200戸程度ということで御理解いただければと思います。

高松秀樹委員長 はい、分かりました。200空いているということね。はい。

ほかよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたら、影響及び対応については、これで終わりたいと思います。1回休憩せずに、ちょっと、どうぞ、退席されて。我々ちょっとその他がありますので、はい。

（執行部退室）

高松秀樹委員長 それでは委員の皆さん、我々は次のその他があります。これに入ります。その他で何か委員の皆さんから、ありますでしょうか。また明日も委員会、1時半やったですね、1時半からあります。よろしいですか皆さん。

藤岡修美委員 今日の数ぐらいただったら、委員会の執行部いいんですけど、先日みたいにたくさん来られたら、まず隗より始めよで、やっぱり三密がなくなるような委員会運営であってほしいんで、執行部、極力、少ない人数で、分からなければ今の建築住宅課みたいな対応でいいんじゃないかなっていう気がしております。それはマイクの手渡しもあるんで、その辺消毒等々も気を付けてあげたほうがいいかなという気がします。

高松秀樹委員長 執行部には、密にならないように、出席人数を最小にしてくれというふうな申入れはしてます。明日なんですけど、明日またそのようなことがあれば、ちょっと執行部にもその辺を注意したいというふうに思います。ほかよろしいですか。

松尾数則委員 何か執行部のほうからは、明日は誰か、誰それが来るとかいう話もしよったんだけど、委員のほうには明日は誰が来るとか、そういう話はないんですか。

高松秀樹委員長 いや、それは誰が来るっていうか、それは最初に予定表を渡

ししてると思いますよね。何をするかをみんなで協議したんで。はい。で、教育委員会、うん。（発言する者あり）分かりました。みんながどこを呼ぶかって協議しましたので、それを順次呼ぶようにしてます。（「1時から水道」と呼ぶ者あり）1時半からです。取りあえず、影響及び対応については、明日の1時半からで終わりです。よろしいですか。ちょっと、連日になりますけど、しっかりやっていきたいと思います。皆さんなければこれで終わります。はい、お疲れ様でした。

---

午後2時5分 散会

---

令和2年（2020年）5月7日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 高松 秀樹